

平成 22 年 度

行政 監 査 結 果 報 告 書

(「浜田市連結財務書類 4 表」等の監査)

浜 田 市 監 査 委 員

平成 23 年 4 月

目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査のテーマ（対象）	1
第3	審査の期間	1
第4	審査の方法	1
第5	審査の目的及び着眼点	1
第6	監査の結果	2
第7	監査事項及び監査の状況（概要）について	2
1	連結の範囲について	2
	（1）公営事業会計	2
	（2）地方三公社	2
	（3）一部事務組合・広域連合	2
	（4）第三セクター等	2
2	法定決算書及び個別財務書類について	3
	（1）普通会計財務書類4表について	3
3	公営事業会計について（公営企業会計：法適用）	12
	（1）水道事業会計	12
	（2）工業用水道事業会計	15
4	公営事業会計について（公営企業会計：法非適用）	17
	（1）簡易水道事業特別会計	17
	（2）公共下水道事業特別会計	18
	（3）農業集落排水事業特別会計	19
	（4）漁業集落排水事業特別会計	20
	（5）生活排水処理事業特別会計	21
	（6）個別排水処理事業特別会計	22
	（7）駐車場事業特別会計	22
	（8）公設水産物仲買売場特別会計	23
	（9）国民宿舎事業特別会計	23
5	公営企業会計以外の公営事業会計	23
	（1）国民健康保険特別会計（事業勘定）	23
	（2）国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）	24
	（3）老人保健医療事業特別会計	25
	（4）後期高齢者医療特別会計	25
6	地方三公社について	26
	（1）浜田市土地開発公社	26

7 一部事務組合及び広域連合について	29
(1) 浜田地区広域行政組合（一般会計）	29
(2) 浜田地区広域行政組合（介護保険特別会計）	30
(3) 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合	31
(4) 島根県市町村総合事務組合	31
(5) 島根県後期高齢者医療広域連合（普通会計及び保険事業会計）	31
8 第三セクター等について	32
(1) 財団法人 浜田市教育文化振興事業団	32
(2) 財団法人 三隅町教育文化振興財団	32
(3) 株式会社 かなぎ（かなぎウエスタンライディングパーク）	33
(4) 有限会社 ゆうひパーク三隅	34
(5) 財団法人 浜田市都市環境整備公社（竹迫墓地、笠柄墓地の管理）	35
(6) 財団法人 ふるさと弥栄振興公社（ふるさと体験村）	36
9 連結財務書類4表全般におけるその他確認事項	
及び法定決算書等の連結修正処理について	37
10 連結会計の単純合算及び内部取引の相殺消去について	38
(1) 相殺消去の処理について	38
11 連結財務書類4表の今後の活用と分析について	40
（参考Ⅰ）連結財務書類4表と健全化判断比率について（分析結果と活用例）	43
1 実質的な将来負担見込み額について	
（健全化判断比率と連結財務書類4表の活用）	43
2 資産の老朽化の現状及び将来的な維持更新需要の把握について	43
（参考Ⅱ）浜田市普通会計財務書類4表における資産老朽化率（平成20年度）	43
1 公有財産台帳に基づく耐用年数を経過した資産について（試算）	44
2 維持補修費の推移について	45
（参考Ⅲ）普通会計における投資的経費（普通建設事業費）の状況について	45
1 計画的な維持修繕・更新（中長期的な視野に立った資産管理）	
の実施等について	46
（関係条文等）	47

（注釈）

- 文中の金額は、千円単位等に表示している表中の金額については、単位未満の端数を調整した。そのため、差引金額が一致しない場合がある。
- 文中及び各表中の比率は、小数点第2位又は第3位を四捨五入し小数点第1位又は第2位まで表示した（一部を除く）。そのため、比率合計と内訳との計が一致しない場合がある。
- 各表又は文中の符号の用法で「△」はマイナスのものである。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項による行政監査

第2 監査のテーマ（対象）

当該監査の対象は、平成20年度決算における「浜田市連結財務書類4表」及びその作成の基礎となる連結対象会計における法定決算書及び個別決算書である。

第3 監査の期間 平成22年12月20日から平成23年3月22日

第4 監査の方法

全てを網羅せず、一部を抽出する試査により監査を実施した。

第5 監査の目的及び着眼点

まず、作成書類が、総務省の作成要領等により、適正に作成されているかを検証することを目的に監査を実施した。

そして、地方自治法第2条第14項の「最小の経費で最大の効果を挙げること」、つまり、行政経営（財政運営及び行財政改革、事業執行等）において、経済性・効率性・有効性が確保されているかという観点から、今後の行政経営を推進する上で重要なツールとなる「連結財務書類4表」が有効活用されるか監査した。

具体的には、以下の目的・着眼点により監査を実施した。

- ① 連結財務書類4表及び個別決算書等の信頼性を確保することによって、官庁会計による歳入歳出決算書等のみでは把握しきれない、連結ストックベースでの浜田市全体での真の財政状態及び経営成績を明らかにすること。
- ② 市民の税金等によって形成された資産の計上額や発生主義によるトータルコスト等の状況を、より正確に把握すること。
- ③ 市民や議会及び取引先、債権者等の外部の利害関係者へ、より明瞭な財政状態及び経営成績の情報を提供すること。
- ④ 最小の経費で最大の効果を挙げるため、今後の財政運営や行財政改革のさらなる推進に向けて、連結財務書類4表を行政経営（内部マネジメント）へ有効活用できるようにすること。
- ⑤ 企業会計による発生主義、複式簿記の手法を導入することにより、従来の枠組みでは十分に取り入れられなかった職員の「経営感覚」を醸成し、市民サービス（効果的な事業執行等）へ還元すること。

（参考）連結財務諸表原則、第一 連結財務諸表の目的から抜粋

第二 一般原則

- 一 連結財務諸表は、企業集団の財政状態及び経営成績に関して真実な報告を提供するものでなければならない。（注解1）
- 二 連結財務諸表は、企業集団に属する親会社及び子会社が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として作成しなければならない。（注解2）
- 三 連結財務諸表は、企業集団の状況に関する判断を誤らせないよう、利害関係者に対し必要な財務情報を明瞭に表示するものでなければならない。（注解1）
- 四 連結財務諸表作成のために採用した基準及び手続は、每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。

第6 監査の結果

総務省の要請の期限内に、財政課が主導となり連結財務書類4表の作成を行うとともに、議会やホームページ等への分かりやすい報告・公表に努めている。財務書類の作成においても、算定の基礎となる十分な積算資料を基に、概ね適正に算出していることは大いに評価するものである。

但し、連結財務書類4表を作成する上では、その基礎となる個別財務諸表等を作成する団体等において、適正な会計処理と財務諸表の作成をしていることが前提となる。個別会計等においても、適正な決算書類の作成に努めるよう団体及び所管課に協力を要請する必要がある。

なお、当監査は、平成20年度決算の監査であるため、過去の数値の修正よりも、会計処理の方法や考え方の修正に重きを置くものである。今後、連結財務書類4表を行政経営に有効活用するよう精度を向上させる上で、監査結果を役立てることを期待するものである（なお、平成21年度決算において、既に修正されているものもある）。

第7 監査事項及び監査の状況（概要）について

1 連結の範囲について

先ず、連結財務書類4表を作成する上で、連結対象に含まれる会計、団体・法人の決定が妥当か確認した。その結果、以下の会計、団体・法人が適正に連結対象団体に含まれていることを確認した。

(1) 公営事業会計

公営企業会計（法適用）①水道事業会計、②工業用水道事業会計、（法非適用）①簡易水道事業特別会計、②公共下水道事業特別会計、③農業集落排水事業特別会計、④漁業集落排水事業特別会計、⑤生活排水処理事業特別会計、⑥駐車場事業特別会計、⑦公設水産物仲買売場特別会計、⑧国民宿舎事業特別会計

公営企業会計以外の公営事業会計①国民健康保険特別会計、②老人保健医療事業特別会計、③後期高齢者医療特別会計

(2) 地方三公社、①浜田市土地開発公社

(3) 一部事務組合・広域連合

①浜田地区広域行政組合、②浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合、③島根県市町村総合事務組合、④島根県後期高齢者医療広域連合

(4) 第三セクター等

①（株）かなぎ（かなぎウエスタンライディングパーク）、②（有）ゆうひパーク三隅、③（財）浜田市教育文化振興事業団（石央文化ホール・世界こども美術館等）、④（財）三隅町教育文化振興財団（石正美術館等）、⑤（財）ふるさと弥栄振興公社（ふるさと体験村）、⑥（財）浜田市都市環境整備公社

特に、第三セクター等について連結範囲を確認した。出資比率50%以上の法人は基本的に連結対象とする。

出資比率25%以上50%未満の法人のうち、法人の業務運営に対して実質的に指導的な立場を確保している場合には連結対象とする。「社団法人 浜田漁港排水浄化管理センター」は、市の出資比率が48.6%で、理事長及び理事に市職員が就任しているため、実質的には連結対象に含める必要がないか確認を要する。

また、一部事務組合、広域連合については、各加入団体の規約等に基づく経費負担割合による比例連結とする。これについては、個別財務書類の項目で記載する。

2 法定決算書及び個別財務書類について

連結財務書類 4 表作成の基礎となる法定決算書及び個別財務書類が正しく作成されているか、法定決算書の読替等が適正になされているか監査した。

(1) 普通会計財務書類 4 表について

ア 貸借対照表

(ア) 有形固定資産の計上について

有形固定資産明細表、有形固定資産増加額集計表、減価償却計算表等により資産計上額を確認した。償却資産の取得価額は、合計で 226,752,495 千円が計上されている。

減価償却については、残存価額ゼロの定額法により実施される。耐用年数は、総務費は庁舎 50 年・その他 25 年、民生費は保育所 30 年・その他 25 年、衛生費、労働費、商工費は 25 年、農林水産業費は林道 48 年・造林 25 年等、土木費は道路 48 年・橋梁 60 年・公園 40 年・住宅 40 年、消防費は庁舎 50 年・その他 10 年、教育費は 50 年等により償却されている。

その結果、当年度償却額は 5,478,871 千円、減価償却累計額は 105,459,919 千円となり、償却資産の帳簿価額として 121,292,576 千円が計上される。

有形固定資産の合計額は、償却資産の帳簿価額 121,292,576 千円に、土地の 31,869,925 千円（償却の必要なし）を加えた 153,162,501 千円が計上されることを確認した。

なお、総務省方式改訂モデルでは、原則、不動産鑑定評価額等の再調達価額（時価）により資産計上するものであるが、当面は、容認規定として、取得原価を基礎として算定した価額により算出することができる。但し、改訂モデルによる決算統計（昭和 44 年度から作成）を活用した普通建設事業費の積み上げによる資産計上によれば、資産の実態価額と乖離していると推測される。

特に、昭和 43 年度以前（決算統計作成以前）に取得した資産は計上されないことには留意が必要である。昭和 43 年度以前に取得した資産は、耐用年数が経過しており、資産計上額は抑制されるが、更新費用（目安の減価償却累計額）は多額になっていると推測される。主な施設等について、注記に記載するなど更新需要を適正に把握する必要がある。

また、今後、現行の官庁会計システムから発生主義・複式簿記による新公会計システムへ転換することが要請されており、その一環として資産台帳の整備を行うなど実態に合った資産価額（時価による公正価額）の計上に努める必要がある。

なお、普通建設事業費から事業費支弁人件費（補助事業費△23,844 千円、単独事業費△49,398 千円）が適正に控除されている。また、売却可能資産の振替（岡見住宅及び重富団地分）も適正にされている。

(イ) 資産の除売却に係る会計処理について

有形固定資産から控除されているのは、算定方法による支弁人件費分△73,242 千円と売却可能資産分△175,040 千円（晴海台団地 4,401 千円を除く）のみとなっている。しかし、実際には、既に資産実態がなく除却処理をすべきものが発生していると推測される。段階的に、資産実物との照合等により、除却すべき資産の減額処理をし、実態に合わせた資産計上に取り組むよう所管課の協力を求める必要がある。

また、普通建設事業費の単独の増加分 2,575,688 千円と決算統計 21 表単独の合計額 2,209,603 千円との差額 366,085 千円について確認を要する。

(ウ) 売却可能資産について

売却可能資産として、下記の表のとおり 179,441 千円が計上されている。内訳としては、販売に出している三隅自治区と旭自治区の団地分のみが計上されている。

しかし、販売するために保有している不動産は、本来の企業会計上、棚卸資産（販売用不動産）として流動資産に計上するものである。普通会計の財務書類 4 表には、販売用不動産の資産科目が設定されないため売却可能資産に計上されているが、連結修正等により資産振替を行う必要がないか確認されたい。なお、販売用不動産に計上した場合の評価は、取得価額と時価（販売経費控除後）のいずれか低い価額を計上する低価法によることになる。

普通会計における売却可能資産の計上状況

売却可能資産 内訳	地目	面積 (㎡)	単価 (円/㎡)	取得年度	売却可能価額 (千円)
晴海台団地（三隅町）	宅地	270	16,300	H3 年度	4,401
岡見住宅（三隅町）	宅地	8,313	19,265	H5 年度	160,150
重富住宅（旭町）	宅地	1,489	10,000	H3 年度	14,890
合 計		10,072			179,441

また、平成 20 年度決算分における売却可能資産の計上は、市の遊休資産の状況を考慮すれば過小である。今後の売却可能資産の選定においては、庁内の「公有財産利活用検討委員会」で売却等が検討されている旧浜田家政高等専修学校用地、旧愛宕寮用地等の遊休資産等を抽出し、適正な評価により実態に合わせた資産価額を計上するよう努める必要がある。併せて、適用した「売却可能資産の範囲」と「売却可能価額の算定方法」を注記されたい。

内訳として、晴海台団地については、売却可能価額と取得価格との差の 4,401 千円が評価差額として計上されている。特別会計からの移管のため取得額 0 円となっており、その差額が評価差額として計上されている。売却可能資産は、毎年度評価替えを行っている。

岡見住宅、重富住宅については、取得価格不明のため売却可能価額と同額が計上されており、評価差額は計上されていない。しかし、本来は総事業費（造成に要した経費等）を把握し、分譲面積で按分するなど合理的な算定方法により取得価格の計上に努める必要がある。

併せて、評価差額が発生した場合は、計上する必要がある。

なお、売却可能資産の評価方法については、路線価、地価公示価格、固定資産税評価額等の調整等の手法から適正な評価方法を適用する。当市の単価の算出は、売出価格によっていている。例えば、晴海台団地については、分譲面積当たりの造成費単価 24,234 円/㎡に対し、定住施策の一環で販売時の基準単価を坪 50,000 円（15,151 円/㎡）で設定している。今後、鑑定評価など、より資産の実態を反映した価額による計上について検討を要する。

(エ) 投資及び出資金の評価について

投資及び出資金として 4,711,960 千円、投資損失引当金として△249,230 千円、評価差額として 23,731 千円が計上されている。評価額及び評価差額が適正に計上されているか監査した。

時価のあるものは、中国電力株券と東京急行電鉄株券であり、3 月末時点の時価評価の含み益 23,731 千円が発生しており、評価差額へ適正に計上されている。

時価のないもののうち連結対象団体に対するものとしては、㈱かなぎ（かなぎウエスタンライディングパーク）の出資金 274,250 千円について、投資損失△249,230 千円が計上されている。

しかし、㈱かなぎについては、繰延資産未償却分 28,033 千円と減価償却未償却分 9,536 千円を損失計上すると、実質的な繰越損失は 445,995 千円、純資産は約 4,005 千円となる（試算）。よって、出資割合 60.9%で按分すると投資損失引当金は約 271,611 千円（試算）に修正する必要があるか検討を要する。併せて、行政コスト計算書において、評価差額（評価損）△22,381 千円の計上を検討する必要がある。

連結対象団体以外に対するもの（連結企業会計上、少数株主持分あたる）について、出資額に対し実質価額が大幅に下落し投資損失（直接減額）を計上するものは発生していない。但し、金城開発㈱への出資 100,000 千円、ゆうひパーク浜田㈱への出資 8,400 千円、㈱かくれの里ゆかりへの出資 2,000 千円等、連結対象外の出資についてもそれぞれ経営状況等チェックが必要である。

（オ）貸付金及び回収不能見込額について

貸付金として 351,535 千円、回収不能見込額として△10,520 千円が計上されている。

法人に対しては、㈱ゆうひパーク浜田への企業再生資金 200,000 千円等、個人に対しては、「青年農業者等早期経営安定資金」等が計上され、回収不能見込額△10,520 千円が個別評価により計上されていることを確認した。併せて、貸付金残高 389,580 千円から、長期延滞債権へ 38,046 千円が振り替えられていることを確認した。

（カ）基金等について

土地開発基金 1,331,226 千円について、基金の保有する売却可能資産の評価額は 397,977 千円となっており、当該土地に係る評価差額（評価益）156,569 千円が発生しているため増額計上されている。

（キ）長期延滞債権、未収金及び回収不能見込額について

長期延滞債権 418,268 千円として市税や保育料等の合計額が計上されている。回収不能見込額△122,369 千円は、個別評価により計上されていることを確認した。

未収金の市税 26,736 千円に係る回収不能見込額については、過去の回収不能実績率（不納欠損実績率）に基づき△7,599 千円が合理的な基準により算定されている。

イ 負債の部

（ア）長期未払金及び未払金について

物件の購入等として、土地開発公社に対するものが計上されている。

長期未払金 318,611 千円は、第三中学校用地取得費に係る債務負担 409,107 千円から翌年度支出予定額 68,184 千円及び利息相当額 22,312 千円を控除したものである。

未払金 59,108 千円は、同上の用地取得費における翌年度支出予定額 68,184 千円から利息相当分 9,076 千円を控除したものが計上されている。

リース取引に該当するものについては、負債計上せず、普通会計の注記における「債務負担に関する情報のその他」総額に含めて記載している。

但し、割賦払いによる購入と実質的に同等のリース取引は、リース料未払い額のうち元本相当額を長期未払金または未払金に計上することが必要であるため、今後も精査を要するとともに、注記に含める場合も個別記載の検討を要する。具体的には、自団体仕様のシステムのリース料等が該当する。

(イ) 退職手当引当金及び賞与引当金について

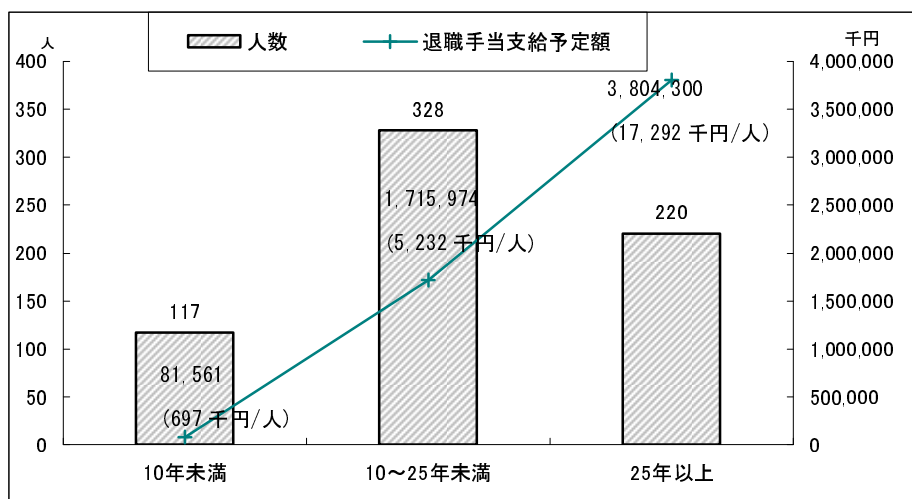
退職手当引当金については、年度末発生額として、財政健全化法の将来負担比率における退職手当負担見込額と同額の 5,861,800 千円が計上される。なお、組合等積立不足額として、浜田市全体の積立不足額 237,589 千円を一般会計等対象職員数で按分した 211,504 千円が適正に計上されていることを確認した。

退職手当年度末要支給額（退職給付債務）の内訳（財政健全化法の将来負担比率から）

（単位：千円）

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	増減	増減率
一般職員に属する職員	5,601,835	5,588,978	12,857	0.2%
特別職員に属する職員	48,461	32,971	15,490	47.0%
組合等積立不足額	211,504	183,662	27,842	15.2%
合 計	5,861,800	5,805,611	56,189	1.0%

一般職員に係る在職年数別の退職手当年度末要支給額（退職給付債務）



内訳としては、勤続 10 年未満の職員の退職手当年度末要支給額（退職給付債務）は 1 人平均 697 千円、勤続 10 年～25 年未満の職員は 1 人平均 5,232 千円、勤続 25 年以上の職員は 1 人 17,292 千円となっている。

また、全職員数（一般職・特別職）は減少しているが（平成 19 年度 681 人⇒平成 20 年度 673 人）、在籍している職員が退職手当支給率の高くなる年齢に推移していくため、全体では引当金が増加している。今後もこの傾向は続くため、引当額は暫く増加するものと推測される。

浜田市は退職手当組合（島根県市町村総合事務組合）へ加入しており、退職給与の支給に必要なキャッシュをその都度準備する必要はないが、平成 20 年度末時点で、浜田市の退職手当組合への積立不足額が 237,589 千円発生しており、現役世代の退職給付債務への備えは全く行われていない。

この積立不足額を毎年度の負担金の拠出（平成 20 年度の負担金 672,820 千円）により解消しながら、あわせて現役世代に対する備えを行うためには、今後どれだけの負担が必要かを把握する必要がある。

本来は、当年度末要支給額（退職給付債務）に見合う積立が行われていることが理想である（平成 20 年度末要支給額：64 億円）。

下表のとおり平成 28 年度以降に「大量退職」が見込まれるため、その支給に必要な負担額を賄いつつ、同時に現役世代に対する備えも行うには、負担率の引き上げや給付水準の引き下げ等、世代間負担の公平性の観点から将来を見据えた見直しの検討が必要である。

なお、島根県市町村総合事務組合全体の平成 20 年度末積立額は△951,016 千円の不足額が発生している。全国的に自治体職員の大量退職による退職手当組合の財政問題が深刻化しており、今後同組合の財政運営に対しても注視が必要である。

＜参考：定年退職予定者に係る退職給与支給見込額等（試算）＞

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
対 象 者 数（人）	9	13	14	18	21	38	19	25	34	27
支給見込額（億円）	2.34	3.38	3.64	4.68	5.46	9.88	4.94	6.50	8.84	7.02
負担金拠出見込額（億円）	5.86	5.79	5.70	5.61	5.50	5.35	5.16	5.04	4.88	4.67
当年度拠出・支給差引額（億円）	3.52	2.41	2.06	0.93	0.04	△4.53	0.22	△1.46	△3.96	△2.35
組合積立見込額（累計・億円）	3.46	5.81	7.82	8.68	8.66	4.08	4.24	2.72	△1.29	△3.71

※1 推計に当たっては、基本給、調整額等算定の基礎となる条件が異なることから過去 2 年度の支給実績に基づき試算を行っている。

また、定年退職以外の事由による退職（予定）者については、一切考慮していない。

※2 支給見込額については、平成 21 年度定年退職者に係る退職給与支給額（1 人当たり 26,286 千円）及び平成 22 年度定年退職者に係る退職給与支給額（1 人当たり 26,162 千円）から、1 人当たり 26,000 千円で試算した。

※3 負担金拠出見込額については、平成 21 年度、22 年度の実績額と平成 23 年度以降の職員適正化計画による職員数削減計画に基づき試算した。

但し、平成 30 年度以降は同計画が未策定のため、定年退職予定者の 1/3 補充を原則として推計を行っている。

※4 積立見込額については、平成 22 年度末で積立不足額が解消されたものとして試算した。

なお、負担金拠出額から事務費（実績値から 600 万円で試算）と退職手当支給見込額を差し引いた額を積立額としている。

賞与引当金については、翌年度支払いが予定されている 6 月支給分のうち、期末に発生している 12 月～3 月の 4 ヶ月分 319,306 千円が計上されていることを、提出資料により確認した。

ウ 行政コスト計算書

○ 経常行政コスト

（ア）人件費について

人件費 5,260,797 千円について、退職手当組合負担金△609,966 千円、前年度賞与引当金△324,789 千円が控除されている。

なお、支弁人件費 73,242 千円は当該普通建設事業費に係る農林水産業費と土木費にそれぞれ配分されている。退職手当組合負担金及び賞与引当金の目的別の控除額は、実際支出額により計上されているとのことである。

(イ) 退職手当引当金繰入額及び賞与引当金繰入額について

当年度退職手当組合負担金 609,966 千円の拠出により、前年度末引当金 5,805,611 千円から将来負担が同額減額され 5,195,645 千円となるため、当年度末引当金 5,861,800 千円との差額 666,155 千円が当年度繰入額として適正に計上されている。

また、賞与引当金繰入額 319,306 千円が、当年度繰入額として適正に計上されている（提出資料による）。

退職手当引当金繰入等及び賞与引当金繰入等の目的別の配分額は、実際支出額により計上されているとのことであるが、退職手当引当金繰入等については職員給与費等による按分となっていないか確認を要する。

(ウ) 減価償却費の計上について

減価償却費の計上は、残存価格ゼロの定額法で、取得の翌年度から適正な耐用年数を適用して実施されていることを確認した（一部抽出による）。

＊前述の貸借対照表の（ア）有形固定資産の計上において記載済。

(エ) 補助金等について

補助金等として 2,837,545 千円が計上されている。計上額から、公営企業会計に対する補助金である水道事業会計への 100,368 千円（衛生費 98,809 千円、土木費 1,559 千円）及び工業用水道事業会計への 9,808 千円（商工費）が適正に控除されている。控除分は資産に計上される。

また、公営企業会計に対する負担金である水道事業会計への 450 千円（消防費）が適正に控除されている。

(オ) 他団体への公共資産整備補助金等について

488,172 千円が計上されている。普通建設事業費の補助事業費のうち、他団体の資産形成の財源となった 71,040 千円、単独事業のうち他団体の資産形成財源となった 158,100 千円及び県営事業負担金 208,805 千円等が計上されている。

(カ) 支払利息について

地方債利子償還額 858,757 千円及び一時借入金利子 4,257 千円、債務負担行為履行額のうち利息相当額 10,526 千円の 873,540 千円が計上されている。

○ 経常収益

(ア) 使用料、手数料について

経常行政コストに係る受益者負担額として、使用料及び手数料 555,130 千円が適正に計上されている。収入未済額の調整についても、当年度収入未済額のうち使用料・手数料に係るもの 36,936 千円を加算し、前年度収入未済額のうち使用料・手数料に係るもの△34,640 千円が適正に控除されている。また、一般財源振替額 40,961 千円（行政財産使用料や過年度分）が加算されている。

(イ) 分担金・負担金・寄附金について

分担金・負担金・寄附金として、526,266 千円が適正に計上されている。

収入未済額の調整についても、当年度収入未済額のうち分担金・負担金・寄附金に係るもの 44,558 千円及び不納欠損額のうち分担金・負担金・寄附金に係るもの 1,648 千円を加算し、前年度収入未済額のうち分担金・負担金・寄附金に係るもの△45,444 千円が適正に控除されている。また、一般財源振替額 5,946 千円（行政財産使用料や過年度分）が加算されている。

エ 純資産変動計算書

(ア) 一般財源のうち、地方税について

平成 20 年度決算額 7,923,914 千円が計上されている。収入未済額の調整については、当年度歳入額 7,912,087 千円に、当年度収入未済額 325,660 千円及び不納欠損額のうち地方税に係るもの 34,565 千円を加算し、前年度収入未済額△348,398 千円が適正に控除されている。

(イ) 一般財源のうち、地方交付税について

平成 20 年度決算額である 11,273,474 千円が計上されている。

(ウ) 一般財源のうち、その他行政コスト充当財源について

2,154,753 千円が計上されている。地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、財産収入、繰入金、諸収入等の合計額が計上されている。

但し、資産の増減である基金からの繰入金、貸付金回収元金収入は控除されている。また、収入未済額の調整についても、財産収入、繰入金、諸収入に係る当年度収入未済額及び不納欠損額 17,526 千円を加算し、前年度収入未済額△17,608 千円が控除されている。

(エ) 補助金等受入について

国庫支出金と県支出金 5,868,378 千円が計上されており、そのうち、自団体の公共資産等の整備に充てられた金額 824,296 千円が公共資産等整備国県補助金等へ計上され、差額の 5,044,082 千円がその他一般財源等へ適正に計上されている。

(オ) 臨時損益について

災害復旧事業費として△10,940 千円、公共資産除売却損益 90,052 千円、損失補償等引当金繰入額 500 千円が計上されている。

公有財産売却収入の内訳

(単位：千円)

資産の内訳	金 額
土 地	42,798
建 物	9,673
立 木	67
不用品	200
資源ごみ	23,697
(株)リフレッシュかなぎ株券	13,617 (出資額 30,000)
合 計	90,052

公共資産除売却損益計上額 90,052 千円は、公有財産売却収入（内訳は上記表のとおり）がそのまま計上されている。本来は、公共資産計上額（帳簿価額）と売却額との差額が計上されるものである。

例えば、(株)リフレッシュかなぎ株券売却価額 13,617 千円が計上されているが、浜田市持分の期首資産計上額は 30,000 千円であり、差額の△16,383 千円が売却損として計上されないか精査を要する。

同様に、売却可能資産計上の分譲団地分についても、売却価額（15,755 千円：3 区画）が損益に計上されているが、帳簿価額と売却価額が同額であるため損益はゼロとなる。

但し、立木や不用品等はもともと資産計上されていないものであるため売却価額がそのまま計上されている。

また、売却可能資産以外の有形固定資産（建物：災害住宅）については、損益に 9,673 千円が計上されているが、取得価額が不明なため、売却価額を計上しているとのことである。但し、耐用年数（木造 22 年）が既に経過しているため、売却価額と損益は同じになると推測される。

なお、損失補償等引当金繰入等 500 千円は、金城町開発公社解散に伴う出資金分である。

（カ）科目振替について

① 公共資産整備への財源投入

844,308 千円が計上されている。当年度普通建設事業費（補助事業及び単独事業）のうち自団体で行うものの額から、公共資産整備に係る補助金等受入額 824,296 千円及び地方債の額 2,584,085 千円、物件の購入等に係る未払金発生額 413,499 千円を除いた額が、その他一般財源等から公共資産等整備一般財源等へ振り替えられている。

② 公共資産処分による財源増

数値は計上されていない。

本来は、臨時損益で記述した売却資産（土地、建物、株券）等に係る期首資産計上額に対する財源を、公共資産等整備国庫補助金等又は公共資産等整備一般財源等、資産評価差額からその他一般財源等に振り替える必要がある。しかし、当該資産に係る取得時の財源が不明であったため、あるいは特定財源の充当がないため計上していないとのことである。

③ 貸付金・出資金等への財源投入

746,122 千円がその他一般財源等から公共資産等整備一般財源等へ振り替えられている。投資及び出資金、貸付金、その他特定目的基金積立金等の決算額から、その財源として発行した地方債額を除いた額が計上されている。また、未収金から長期延滞債権への振替額 81,961 千円が加算されている。

④ 貸付金・出資金等の回収等による財源増

投資及び出資金、貸付金の回収、基金の取崩しに係る 963,669 千円が、公共資産等整備一般財源等からその他一般財源等へ振替計上されている。

内訳は、その他特定目的基金からの繰入金 596,058 千円（決算統計 725,912 千円との差額 129,854 千円は、当年度に回収した貸付金・公共資産の財源として取崩した基金を控除したため）、長期延滞債権回収額（貸付金元金に係るものを除く）7,060 千円、不納欠損額のうち貸付金及び長期延滞債権に係るもの 36,975 千円となっている。

⑤ 地方債償還等に伴う財源振替

3,590,933 千円が計上され、その他一般財源等から公共資産等整備一般財源等に振り替えられている。

⑥ 資産評価替えによる変動額

期首残高 58,310 千円と期末残高 184,701 千円の差額 126,391 千円が計上されている。

なお、売却可能資産のうち晴海台団地について、4,401 千円の評価差額が計上されている。当該資産は前年度（平成 19 年度）に売却可能資産に振り替えられている。毎年度評価替えを行う。

オ 資金収支計算書

○ 経常的収支の部

(ア) 人件費支出について

事業費支弁人件費 73,242 千円を含む 6,195,552 千円が計上されている。

(イ) 国県補助金等収入、使用料・手数料収入等について

経常的収支の部に計上される国県補助金等、使用料・手数料、分担金・負担金・寄附金、諸収入、地方債発行額、基金取崩額による収入については、それぞれ公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部に計上された額を除いた額が計上されている。

(ウ) その他収入

歳入合計額から前年度からの繰越金 194,270 千円及び公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部、経常的収支の部における他の収入項目に計上された額を控除した残額 1,383,742 千円が計上されている。

○ 公共資産整備収支の部

(ア) 公共資産整備支出について

補助事業費及び単独事業費の決算額のうちその団体で行うもの 2,496,932 千円と 2,051,503 千円の合計額から事業費支弁人件費 73,242 千円と債務負担行為履行額のうち利息相当額 10,526 千円（第三中学校分）を控除した 4,464,667 千円が計上されていることを確認した。

(イ) 国県補助金等収入について

普通建設事業費の財源のうち国庫支出金 830,648 千円と県支出金 58,854 千円から、事業費支弁人件費の財源となった 17,239 千円が控除された 872,263 千円が計上されていることを確認した。

(ウ) 地方債発行額について

2,970,185 千円が計上されている。普通建設事業費の財源となった地方債発行額 2,979,707 千円から、事業費支弁人件費の財源となった 9,522 千円が控除されていることを確認した。

(エ) その他収入

普通建設事業費の財源のうち分担金・負担金・寄附金 7,658 千円、諸収入 92,843 千円の計 100,501 千円が計上されている。

○ 投資・財務的収支の部

(ア) 投資及び出資金について

投資及び出資金の決算額 95,710 千円のうち、公共資産整備の部の「他会計等への建設費充当財源繰出支出」に計上された法適公営企業に対する建設費繰出 88,510 千円を控除した 7,200 千円が計上されている。

(イ) 基金積立額について

平成 20 年度の基金積立額 614,784 千円に、満期一括償還地方債の償還に充てるための当期減債基金積立額 80,000 千円を加算した 694,784 千円が計上されている。

(ウ) 他会計等への公債費充当財源繰出支出について

他の会計に対する支出のうち公債費の財源として支出された、公営企業（法非適）等に対する公債費繰出 613,973 千円、公営企業（法適）等に対する公債費繰出 96,398 千円の計 710,371 千円が計上されていることを確認した。

(エ) 地方債償還額について

5,111,463 千円が計上されている。地方債元金償還額 5,191,463 千円から満期一括償還地方債の償還に充てるために当期に積み立てた減債基金 80,000 千円が控除（基金積立額へ計上）されている。

(オ) 貸付金回収による収入額について

貸付金の元金に係る回収額 343,727 千円が計上されている。

(カ) 地方債発行額

投資及び出資金、貸付金、積立金の財源となった地方債の額 178,360 千円が計上されている。

(キ) その他収入

貸付金、積立金、地方債元金償還額の財源となった分担金・負担金・寄附金収入、財産収入、諸収入、使用料・手数料収入の計 194,185 千円が計上されていることを確認した。

3 公営事業会計について（公営企業会計：法適用）

連結修正処理等を中心に、資産計上額や引当金の計上等について監査した。

(1) 水道事業会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書

(ア) 売却可能資産の計上について

遊休資産となっている「相生水源地」等が売却可能資産に計上されていない。有形固定資産の環境衛生から控除し売却可能資産へ振り替える必要がないか検討を要する。



旧相生水源地（写真：「浜田市上水道ビジョン」から転載）。
平成 10 年 6 月に廃止され、遊休資産となる。

(イ) 退職手当等引当金及び繰入等の計上について

個別財務諸表上で既に引当計上されている 21,877 千円に、期末の要支給額 225,154 千円を加えた 247,031 千円が当年度引当金として計上されている。また、繰入額として当年度引当金 247,031 千円から個別財務諸表上の引当金 21,877 千円を控除した 225,154 千円が計上されている。

しかし、期末要支給額 225,154 千円に普通会計と同様に同会計の退職手当組合への積立不足額 7,543 千円（在籍職員 24 人の按分・下記参照）を加算した 232,697 千円が当年度引当金として計上され、個別財務諸表で既に計上されている当年度引当金 21,877 千円を控除した 210,820 千円が連結修正されないか確認されたい。

なお、繰入額としては当年度退職手当組合負担金 17,076 千円の拠出により前年度末引当金 23,577 千円から将来負担が同額減少し 6,501 千円となることから、当年度引当金 232,697 千円との差額 226,196 千円が計上されないか確認されたい。

退職手当組合への積立不足額について（試算）

平成 20 年度末において、浜田市から同組合への負担額累計は 8,422,694 千円、同組合から浜田市への給付額累計は 8,660,283 千円となり、積立不足額が 237,589 千円発生している。

この積立不足額を各会計の在籍者数で按分した場合の試算額は下記のとおりである。

会 計 名	在籍者数（人）	積立不足額（千円）
普通会計	673	211,504
水道事業会計（法適用）	24	7,543
工業用水道事業会計（法適用）	3	943
簡易水道事業特別会計（法非適用）	6	1,886
公共下水道事業特別会計（法非適用）	9	2,828
農業用集落排水事業特別会計（法非適用）	8	2,514
駐車場事業特別会計	1	314
国民健康保険特別会計（事業勘定）	17	5,343
国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）	10	3,143
老人保健医療事業特別会計	1	314
後期高齢者医療特別会計	4	1,257
計	756	237,589

（ウ）賞与引当金及び繰入等の計上について

年度末までに発生した賞与引当額 11,034 千円が適正に修正されていることを確認した。

（エ）長期延滞債権及び未収金と回収不能見込額の計上について

未収金に係る回収不能見込額及び見込計上額は計上されていない。

しかし、不納欠損が毎年度発生している現状を考慮すれば、過去の回収不能実績率（不納欠損実績率）等に基づき合理的に算定し計上するよう修正を検討されたい。また、1 年を超えて回収されない未収金は、長期延滞債権に振り替える必要がないか検討されたい。

（オ）みなし償却、補助金の修正について

みなし償却処理について、通常の償却計算に修正してあるかどうか確認した。算定上、当面はみなし償却に係る修正をしないことが容認されているが、今後、修正を検討されたい。実際に修正した場合の影響額（試算）は以下のとおりである。

みなし償却に係る修正額（試算）

（単位：千円）

平成 20 年度の固定資産台帳における償却資産（全額補助金）	平成 20 年度 要償却額（修正計上が必要）	年度末減価償却累計額（要修正額合計）	補助金未償却残高（純資産の部要修正）
3,964,779 （取得価額）	94,770 （個別試算による）	421,314 （個別試算による）	3,543,465

連結財務 4 表において、補助金等により取得した資産 3,964,779 千円を、みなし償却をせず通常の償却処理を行った場合、要修正額は累計で 421,314 千円（試算）となる。平成 20 年度単年度分の減価償却額は 94,770 千円の修正が必要である。また、補助金 3,964,779 千円についても同様に償却処理が必要である。なお、当面の間、みなし償却処理による金額を使用することができるが、その旨を注記することが必要である。

さらに、個別財務諸表における減価償却は残存価格 10%の定額法（償却限度額：取得価額の 95%）で実施しており、普通会計における残存価格ゼロの定額法とは異なるため、連結上、考慮する必要がないか検討を要する。

（カ）借入資本金の負債計上について

個別財務諸表の資本の部、借入資本金の 5,842,271 千円が、連結上、純資産から固定負債に 5,636,391 千円、流動負債の翌年度償還予定額に 205,879 千円、それぞれ適正に修正計上されている。

（キ）資産計上等の修正について

平成 21 年度個別財務諸表において、過年度の資産計上誤りの修正、現存しない資産の除却処理が行われた。連結上修正の必要がないか検討されたい。

また、平成 21 年度決算審査意見書にも記載したように、今後も個別財務諸表において資産計上額の修正が発生する。

建設仮勘定分（内田調整池の建設仮勘定のうち、災害により現存しない資産）、取替資産分（量水器の個数修正約 10,000 千円の除却損）について、今後、個別財務諸表において修正する必要がある。

（ク）施設利用権の処理について

無形固定資産には、分庁舎建設費負担金 108,241 千円が計上されている。

通常、施設利用に伴う費用負担（経常経費と減価償却費相当額）の性格が強いものは資産計上せず、経常行政コストとして処理する。しかし、計上額 108,241 千円は、水道部事務所の専用部分の建設費を負担したものであり、資産購入と同様であると考えられるため、資産への計上は妥当である。

イ 純資産変動計算書

補助金等受入額 91,600 千円、出資の受入・新規設立 88,510 千円、無償受贈資産受入（当年度発生高）3,657 千円が適正に計上されている。

また、科目振替における公共資産整備への財源投入 208,305 千円、公共資産処分による財源増（資産減耗による）8,166 千円、減価償却による財源増 329,472 千円、地方債償還に伴う財源振替 442,385 千円が適正に行われている。

ウ 資金収支計算書

○ 経常収支の部

(ア) 人件費について

行政コスト計算書の人件費 145,919 千円に、個別財務諸表の退職手当引当金取り崩し額 1,700 千円を加算した 147,619 千円が計上されている。

しかし、本来、行政コスト計算書の数値 145,919 千円に、前年度退職給与引当金残高 23,577 千円と当年度の 21,876 千円の差額 1,701 千円を加算した上、連結上、物件費に含まれている当年度の退職手当組合負担金 17,076 千円から 1,701 千円を控除した 15,375 千円も考慮（加算）する必要があるか確認されたい。

(イ) 物件費について

316,950 千円が計上されている。行政コスト計算書の 152,119 千円に、個別財務諸表上の前年度未払金 295,713 千円と当年度未払金 130,882 千円の差額（未払金減少額）164,831 千円が加算計上されている。

しかし、上記（ア）人件費についてで前述したように、当年度退職手当組合負担金の内 15,375 千円が含まれているので、控除する必要性について再検討されたい。

また、本来、個別財務諸表上のその他流動資産の当年度計上額 2,541 千円と前年度 1,941 千円の差額 600 千円を加算し、その他流動負債の前年度計上額 600 千円と当年度計上額 700 千円との差額 100 千円を減算した 302,075 千円を計上する必要があるか確認されたい。

(ウ) 事業収入について

805,458 千円が計上されている。行政コスト計算書計上額の 853,335 千円から前年度未収金 123,317 千円と当年度 171,194 千円の差額 47,877 千円が減算されている（本来、個別決算書において未収金と長期延滞債権を区別する必要があるか検討を要する。）

また、当年度不納欠損計上額 911 千円を減算する必要があるか検討を要する。

(2) 工業用水道事業会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書

(ア) 資産科目の読替について

工業用水道の有形固定資産は、連結上、産業振興として適正に科目計上されている。

(イ) 退職手当等引当金及び繰入等の計上について

個別財務諸表上で既に引当計上されている 342 千円に、期末の要支給額 57,207 千円を連結修正した 57,549 千円が当年度引当金として計上されている。

また、繰入額として期末の要支給額 57,207 千円から個別財務諸表上の引当金 342 千円を控除した 56,865 千円が連結修正されている。

しかし、普通会計と同様に要支給額 57,207 千円に同会計の退職手当組合への積立不足額 943 千円を加算し、当年度引当金として 58,150 千円が計上され、個別財務諸表で既に計上されている当年度引当金 342 千円を控除した 57,808 千円が連結修正されないか確認されたい。併せて、繰入額として当年度退職手当組合負担金 2,927 千円の拠出により、個別財務諸表の前年度引当金 342 千円から同額が減額され将来負担が△2,585 千円となることから、当年度引当金 58,150 千円との差額 60,735 千円が計上されないか確認されたい。

(ウ) 賞与引当金及び繰入等の計上について

年度末までに発生した賞与引当額 1,439 千円が適正に修正計上されている。

(エ) みなし償却、補助金の修正

みなし償却されている資産について、通常の償却計算に修正してあるか確認した。

中国電力㈱からの負担金部分 2,070,000 千円（取得 2,300,000 千円のうち 9 割）については、みなし償却を行っている。連結財務 4 表において、補助金等により取得した資産 2,070,000 千円を、みなし償却をせず通常の償却処理を行った場合、要修正額は累計で 965,700 千円（試算）となる。

平成 20 年度単年度分の減価償却額 34,952 千円の修正が必要である（実計上額 3,884 千円、みなし償却資産も含めた場合の当年度償却額 38,836 千円）。併せて、負担金 2,070,000 千円の償却処理も必要である。

なお、当面の間、みなし償却処理による金額を使用することができるが、その旨を注記することが必要である。

中国電力㈱への供給に係る整備資産の減価償却処理状況 （単位：千円）

区 分	当年度減価償却費 (所管課算定)	当年度末減価償却累計額 (試算)
みなし償却をしない本来の計上額	38,836	1,073,000
当年度計上額	3,884	107,300
要修正額	34,952	965,700

(オ) 借入資本金の負債計上について

個別決算書の資本の部、借入資本金の 150,773 千円が、連結上、純資産から固定負債に 141,202 千円、流動負債の翌年度償還予定額に 9,571 千円に、それぞれ適正に修正計上されている。

イ 純資産変動計算書

科目振替においては、公共資産処分による財源増△57 千円（資産減耗は△86 千円）、減価償却による財源増 10,756 千円、地方債償還に伴う財源振替 9,225 千円が行われている。

ウ 資金収支計算書

○ 経常収支の部

(ア) 人件費について

24,822 千円が計上されているが、物件費に含まれている退職給与金 2,927 千円（退手組合負担金・個別財務諸表に計上）を考慮（加算）する必要があるか確認を要する。

(イ) 物件費について

行政コスト計算書に計上の物件費 28,839 千円に未払金減少額 1,585 千円が加算され、流動負債増減額として修繕引当金増加額 3,879 千円が減算された 26,545 千円が計上されているが、(ア) 人件費についてで前述したように、退職給与金 2,927 千円を控除する必要があるか確認を要する。

(ウ) 事業収入について

当年度は不納欠損が発生していないので、個別決算書の営業収益（給水収益）96,604 千円に前年度営業未収金 8,667 千円と当年度営業未収金 8,331 千円の差額の未収金減少額 336 千円を加算した 96,940 千円が適正に計上されている。

4 公営事業会計について（公営企業会計：法非適用）

連結修正処理等を中心に、資産計上額や引当金の計上等について監査した。

（1）簡易水道事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書

（ア）有形固定資産の計上及び償却について

資産計上が正しく処理されているか確認した。土地と償却資産を合わせて 11,876,551 千円が計上されている。

建設改良費 17,728,478 千円から用地取得費 16,003 千円を控除した償却資産取得価額は 17,712,475 千円である。決算統計上、資産区分を簡易水道資産として一括で計上しているため、建設利息の按分及び用地取得費の按分、補助金（国県支出金）の按分は生じてない。

償却資産の減価償却は、残存価額ゼロの定額法により耐用年数 40 年で処理されている。同様に補助金の償却も処理されている。

但し、本来、資産を実態に合わせて区分する必要があるため、今後、検討を要する。

（イ）長期延滞債権及び未収金、回収不能見込額について

使用料の滞納として長期延滞債権 1,737 千円、未収金 966 千円が計上されている。

なお、簡易水道事業費使用料の過去 5 年間の不納欠損実績率が 9.7%であることから、長期延滞債権と未収金残高に係る回収不能見込額を貸借対照表上に計上する必要がないか精査されたい。

行政コスト計算書の回収不能見込計上額としては、当年度不納欠損額 171 千円が、当年度損失として計上されている。

（ウ）退職手当等引当金及び繰入等の計上について

対象となる職員 6 名分に係る期末の要支給額 93,914 千円が引当金として計上されている。繰入額としては、当年度の退職手当組合負担金 4,904 千円の拠出により、前年度末引当金 85,665 千円から将来負担が同額減額され 80,761 千円となるため、当年度末引当金 93,914 千円との差額 13,153 千円が計上されている。

しかし、期末の要支給額 93,914 千円に普通会計と同様に退職手当組合への積立不足額 1,886 千円（在籍職員 6 人の按分・試算）を加算した 95,800 千円が引当金として計上されないか確認されたい。

なお、繰入額についても当年度の退職手当組合負担金 4,904 千円の拠出により、前年度末引当金 85,665 千円から将来負担が同額減額され 80,761 千円となるため、当年度引当金 95,800 千円との差額 15,039 千円に修正する必要がないか検討を要する。

（エ）賞与引当金及び繰入等の計上について

提出資料により 3,532 千円を繰入れ、引当金として計上していることを確認した。

イ 純資産変動計算書

科目振替として、貸付金・出資金等への財源投入では、未収金から長期延滞債権への振替額 482 千円が、その他一般財源等から公共資産等整備一般財源等へ振り替えられている。

貸付金・出資金等の回収等による財源増 475 千円は、貸付金及び長期延滞債権に係る減額調定 298 千円と不納欠損額のうち貸付金及び長期延滞債権に係るもの 171 千円等である。公共資産等整備一般財源等からその他一般財源等へ振り替えられている。

(2) 公共下水道事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書

(ア) 有形固定資産の計上及び償却について

資産計上が正しく処理されているか監査した。貸借対照表上 9,066,086 千円が計上される。決算統計上の建設改良費から人件費、用地取得費を控除した償却資産価額に、建設利息等が合理的な基準により適正に按分されているか監査した（一部抽出による）。

建設利息の按分は、各資産の建設改良費合計（建設利息と負担金を除く）に占める割合により適正に按分配賦されている。用地取得費の按分についても、各資産の建設利息配賦後の建設改良費合計に占める割合により適正に按分されている。その結果、償却資産取得価額の内訳は、管渠 6,488,868 千円、ポンプ場 229,493 千円、処理場 2,925,284 千円、その他 348,847 千円となる。

償却資産に係る補助金（国県支出金）額も、合理的な基準により適正に按分されているか監査した（一部、抽出による）。建設利息等按分後の各資産の土地も含めた全体資産取得額に占める割合で適正に按分されている。償却対象補助金等の支出金計は 4,101,538 千円となる。

上記の償却資産（取得額）の償却について、減価償却は残存価額ゼロの定額法により、管渠費 50 年等それぞれの耐用年数で処理されている。同様に補助金の償却処理も行われ、純資産の部に 3,721,046 千円が適正に計上されている。

(イ) 長期延滞債権及び未収金、回収不能見込額について

受益者負担金、使用料に係る滞納として長期延滞債権 4,350 千円、未収金 508 千円が計上されている。個別評価により回収不能見込額が計 976 千円計上されていることを確認した。

回収不能見込計上額としては、当年度末と前年度末の回収不能見込差額の△431 千円が適正に計上されている。

(ウ) 退職手当等引当金及び繰入等の計上について

対象となる職員 9 名分に係る期末の要支給額 90,443 千円が発生しているため、当年度引当金として 90,443 千円が計上されている。

また、繰入額として当年度の退職手当組合負担金 6,458 千円の拠出により、前年度末引当金 102,303 千円から将来負担が同額減額され 95,845 千円となるため、当年度末引当金 90,443 千円との差額△5,402 千円が計上されている。

しかし、普通会計と同様に期末の要支給額 90,443 千円に同会計の退職手当組合への積立不足額 2,828 千円を加算し、当年度引当金 93,271 千円、繰入額△2,574 千円に修正する必要があるか検討を要する。

(エ) 賞与引当金及び繰入等の計上について

提出資料により 4,217 千円を繰入れ、引当金として計上していることを確認した。

イ 純資産変動計算書

(ア) 公共資産整備への財源投入

建設改良費 228,333 千円より建設改良費に係る職員給与費 28,805 千円を除いた 199,528 千円から、その財源となった国庫補助金 90,710 千円、地方債 100,210 千円を控除した 8,608 千円が計上されている。

(イ) 貸付金・出資金等の回収等による財源増

投資等に計上した資産（退職手当組合積立金を除く）の回収に伴う収入 714 千円に、投資等の回収不能見込額の当年度と前年度の差額△514 千円を加算した 200 千円が計上されている。

ウ 資金収支計算書

(ア) 人件費（経常的収支の部）について

職員給与費 37,180 千円（収益的収支）と 28,805 千円（資本的収支）の合計額 65,985 千円が計上されていることを確認した。

(イ) 他会計補助金等収入（各収支の部における）

一般会計からの繰入額 175,628 千円のうち、経常的収支の部には収益的収支に係る繰入金 125,526 千円に、22,625 千円（建設改良費の職員給与費 28,805 千円のうち整備事業への支弁人件費 6,180 千円を除いた額）が加算された 148,151 千円が計上されている。公共資産整備収支の部には建設改良費に係る 2,788 千円、投資・財務的収支の部には 24,689 千円が計上されている。

(ウ) 公共資産整備支出（公共資産整備収支の部）

建設改良費 228,333 千円から職員給与費 28,805 千円が控除された 199,528 千円が適正に計上されていることを確認した。

(エ) 地方債発行額

発行費総額は決算統計上 229,700 千円であるが、支弁人件費 3,390 千円が含まれているため同額が控除され、経常的収支の部に収益的支出に充てた地方債 64,400 千円、公共資産整備収支の部に 100,210 千円、投資・財務的収支の部に、資本費平準化債 61,700 千円がそれぞれ計上されている。

(3) 農業集落排水事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書

(ア) 有形固定資産の計上及び償却について

資産計上が正しく処理されているか確認した。貸借対照表上 7,616,002 千円が計上される。

決算統計上の建設改良費から人件費、用地取得費を控除した償却資産価額に建設利息等が合理的な基準により適正に按分されているか監査した（一部、抽出による）。

建設利息の按分は、各資産の建設改良費合計（建設利息と負担金を除く）に占める割合により適正に按分配賦されている。用地取得費の按分についても、各資産の建設利息配賦後の建設改良費合計に占める割合により適正に按分されている。その結果、償却資産取得価額の内訳は、管渠 5,710,967 千円、ポンプ場 408,095 千円、処理場 1,939,912 千円、その他 683,118 千円となる。

償却資産に係る補助金（国県支出金）額も、合理的な基準により適正に按分されているか監査した（一部、抽出による）。建設利息等按分後の各資産の土地も含めた全体資産取得額に占める割合で適正に按分されている。償却対象補助金等の支出金計は 3,972,118 千円となる。

上記の償却資産（取得額）の償却について、減価償却は残存価額ゼロの定額法により、処理場費 38 年等それぞれの耐用年数で処理されている。同様に補助金の償却も行われており、3,444,251 千円が適正に計上されている。

(イ) 長期延滞債権及び未収金、回収不能見込額について

長期延滞債権 510 千円と回収不能見込み額 64 千円及び未収金の 742 千円が計上されている。

(ウ) 退職手当等引当金及び繰入等の計上について

対象となる職員 8 名分に係る期末までの発生額 79,547 千円が当年度引当金として計上されている。繰入額として、当年度の退職手当組合負担金 6,700 千円の拠出により、前年度末引当金 109,413 千円から将来負担が同額減額され 102,713 千円となるため、当年度末引当金 79,547 千円との差額△23,166 千円が計上されている。

しかし、普通会計と同様に期末要支給額 79,547 千円に同会計の退職手当組合への積立不足額 2,514 千円を加算し、当年度引当金として 82,061 千円、繰入額△20,652 千円に修正する必要があるか検討を要する。

(エ) 賞与引当金及び繰入等の計上について

提出資料により 3,490 千円を繰入れ、引当金として計上していることを確認した。

イ 純資産変動計算書

(ア) 科目振替について

公共資産整備への財源投入 15,106 千円は、当年度普通建設事業費 948,299 千円から財源となる国庫支出金 406,103 千円と同地方債額 527,090 千円を控除した額で、その他一般財源等から公共資産等整備一般財源等へ振り替えられている。

減価償却による財源増は、当年度減価償却費 182,184 千円が計上される。国県支出金の償却分 83,127 千円が公共資産等整備国県補助金等から、99,057 千円が公共資産等整備一般財源等からそれぞれその他一般財源等へ振り替えられている。

地方債償還等に伴う財源振替として、建設改良のための地方債償還額 66,124 千円が適正に計上されている

ウ 資金収支計算書

分担金・負担金・寄附金収入として 12,940 千円が適正に計上されている。決算統計の資本的収入 17,787 千円から建設改良費の財源のうち工事負担金 4,847 千円が控除されている。

事業収入としては、決算統計の営業収益中、料金収入 46,174 千円、その他 37 千円（督促手数料）と営業外収益中のその他収入 26,827 千円（消費税還付金、農業集落排水事業雑入、消費税還付加算金等）の合計 73,038 千円が計上されている。営業収益中その他 37 千円、営業外収益中のその他収入 26,827 千円が事業収入に該当するか確認を要する。

なお、農業集落排水事業会計においては、経常的収支において赤字（△3,440 千円）が発生している。

(4) 漁業集落排水事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書

(ア) 有形固定資産の計上及び償却について

貸借対照表上の 1,004,755 千円が正しく計上されているか確認した。

土地について、管渠用地 779 千円、処理場用地 83 千円の計 862 千円が計上されていることを確認した。また、償却資産について、未償却残高は管渠 458,802 千円、ポンプ場 60,452 千円、処理場 454,490 千円、その他 30,149 千円が計上されている。

決算統計上の建設改良費から用地取得費を控除した償却資産価額に建設利息等が合理的な基準により適正に按分されているか、一部を抽出して確認した。

建設利息の按分は、各資産の建設改良費合計（建設利息と負担金を除く）に占める割合により適正に按分配賦されている。用地取得費の按分についても、各資産の建設利息配賦後の建設改良費合計に占める割合により適正に按分されている。その結果、償却資産取得価額の内訳は管渠 539,451 千円、ポンプ場 103,971 千円、処理場 617,906 千円、その他 34,493 千円となる。

償却資産に係る補助金（国県支出金）額も、合理的な基準により適正に按分されているか一部抽出により確認した。建設利息等按分後の各資産の土地も含めた全体資産取得額に占める割合で適正に按分されている。償却対象分の支出金計は 601,608 千円となる。

上記の償却資産（取得額）の償却について、減価償却は残存価額ゼロの定額法により、ポンプ場費 20 年等それぞれの耐用年数で処理されている。同様に補助金の償却も行われ、464,665 千円が適正に計上されている。

（イ）退職手当等引当金及び繰入等の計上について

退職手当引当金は計上されていない。退職手当引当金繰入は△2,527 千円となっている。人件費及び賞与引当金等も計上されていない。他の会計に計上されている職員が兼任している場合は、按分の必要がないか確認されたい。

（5）生活排水処理事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書

（ア）有形固定資産の計上及び償却について

貸借対照表上の 244,937 千円が正しく計上されているか確認した。同会計においては、用地取得費及び建設利息は発生していないため各資産の占める割合による按分も生じていない。償却資産取得価額の内訳は、処理場 241,356 千円、その他資産 16,015 千円となる。

償却資産に係る補助金（国県支出金）額について、合理的な基準により適正に按分されているか一部抽出し、全体資産取得額に占める割合で適正に按分されていることを確認した。償却対象分の支出金計は 68,450 千円となる。

上記の償却資産（取得額）の償却について、残存価額ゼロの定額法により、耐用年数 38 年で処理されている。同様に補助金の償却も行われ、64,777 千円が適正に計上されている。

（イ）退職手当等引当金及び繰入等の計上について

退職手当引当金は計上されていない。退職手当引当金繰入は△15,147 千円となっている。人件費及び賞与引当金等も計上されていない。他の会計に計上されている職員が兼任している場合は、按分の必要がないか確認されたい。

イ 純資産変動計算書

（ア）科目振替について

公共資産整備への財源投入には、建設改良費 41,907 千円からその財源となった補助金等受入額 10,092 千円と地方債額 24,900 千円を除いた 6,915 千円が、その他一般財源から公共資産整備等一般財源へ振り替えられている。

減価償却による財源増には、当年度償却額 5,515 千円のうち国・県支出金の当年度償却額 1,536 千円を公共資産等整備国県補助金等から、3,979 千円を公共資産等整備一般財源等から、それぞれ、その他一般財源等へ振り替えている。

(イ) 無償受贈資産受入

個人の浄化槽が市管理となったため、5,913千円が計上されている。

ウ 資金収支計算書及び行政コスト計算書

(ア) 事業収入及び事業収益について

資金収支計算書の経常的収支の部・事業収入として12,515千円が計上されている。また、行政コスト計算書の事業収益として12,498千円が計上されている。

資金収支計算書においては、当年度営業収入のうち料金収入10,872千円に、その他収入7千円（督促手数料）と営業外収入中のその他収入1,636千円（消費税還付金、消費税還付加算金、生活排水処理事業雑入）を加算した12,515千円が計上されている。

なお、行政コスト計算書においては、上記金額に、当年度未収金35千円と前年度未収金52千円との差額△17千円が加算された12,498千円が事業収益として計上されている。

その他収入7千円と営業外収入中のその他収入1,636千円が事業収入となるか検討を要する。

(6) 個別排水処理事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書

(ア) 有形固定資産の計上及び償却について

貸借対照表上の13,297千円が正しく計上されているか確認した。

用地取得費、建設利息及び償却資産に係る補助金（国県支出金）はないため、按分は発生していない。処理場の取得価額14,437千円に対し適正に償却がなされている。

(7) 駐車場事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書

(ア) 資金について

財政調整基金30,235千円について駐車場の資産として計上しており、普通会計から控除されていることを確認した。

(イ) 有形固定資産の計上及び償却について

貸借対照表上の266,380千円が正しく計上されているか確認した。

用地取得費、建設利息及び償却資産に係る補助金（国県支出金）はないため、按分は発生していない。償却資産取得価額308,095千円に対し、耐用年数40年で適正に償却がされている。

(ウ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

対象となる職員1名分に係る期末までの発生額1,084千円が当年度引当金として計上されている。繰入額として当年度の退職手当組合負担金476千円の拠出により、前年度末引当金915千円から将来負担が同額減額され439千円となるため、当年度末引当金1,084千円との差額645千円が計上されている。

しかし、普通会計と同様に期末の要支給額1,084千円に同会計の退職手当組合への積立不足額314千円を加算し、当年度引当金1,398千円、繰入額959千円に修正する必要があるか検討を要する。

賞与引当金及び賞与引当金繰入等には314千円が計上されている（提出資料による）。

(エ) 経常行政コストについて

人件費は、職員給与費 5,215 千円から退職給与金 476 千円及び前年度賞与引当金 295 千円を控除した 4,444 千円が計上されている。

物件費は、営業費用・その他支出 20,170 千円から維持補修費 1,469 千円と消費税 3,026 千円が控除された 15,675 千円が計上されている。

補助金等に計上されている 3,026 千円は公課費（消費税）となっている。

他会計支出には、一般会計への繰出金 19,000 千円が計上されている。

イ 資金収支計算書及び行政コスト計算書

資金収支計算書の事業収入には、料金収入の 65,860 千円が計上されている。

また、行政コスト計算書の事業収益には、料金収入 65,860 千円から前年度収入未済額のうち事業収益に係るもの 255 千円と当年度収入未済額のうち事業収益に係るもの 235 千円の差額△20 千円を加減した 65,840 千円が計上されている。

資金収支計算書には、物件費として 15,675 千円、その他支出として 20,469 千円（維持補修費 1,469 千円と他会計等への支出額 19,000 千円）が計上されている。

(8) 公設水産物仲買売場特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書

(ア) 資金について

同会計の歳計現金 337 千円に加え、公設水産物仲買売場財政調整基金 38,523 千円を市場の資金として計上していることを確認した。併せて、同基金が普通会計から控除されていることを確認した。

(イ) 有形固定資産の計上及び償却について

貸借対照表上の 33,219 千円が正しく計上されているか確認した。

償却資産取得価額 525,468 千円に対し耐用年数 25 年で償却がされている。取得価額 525,468 千円に対し、減価償却累計額が 492,249 千円に達しており、老朽化が顕著である（老朽化率 93.7%）。今後の維持更新費用への対応について検討されたい。

(9) 国民宿舎事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書

(ア) 有形固定資産の計上及び償却について

貸借対照表上の 879,294 千円が正しく計上されているか確認した。

償却資産取得価額は 1,557,922 千円であり、耐用年数 25 年の定額法で償却されている。

償却資産に係る補助金（県支出金）額 383,600 千円についても、同様に償却が行われ、225,400 千円が適正に計上されている。

5 公営企業会計以外の公営事業会計

(1) 国民健康保険特別会計（事業勘定）

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書

(ア) 長期延滞債権及び未収金、回収不能見込額について

長期延滞債権 164,270 千円と回収不能見込額△85,789 千円（個別評価による）及び未収金 18,082 千円が計上されている。

行政コスト計算書の回収不能見込計上額は、当年度見込額と前年度見込額の差額△24,797千円に不納欠損額35,190千円を足した10,393千円が正しく計上されている。

(イ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

対象となる職員17名分に係る期末までの発生額141,606千円が当年度引当金として計上され、繰入額として当年度の退職手当組合負担金12,339千円の拠出により、前年度末引当金182,242千円から将来負担が同額減額され169,903千円となるため、当年度末引当金141,606千円との差額△28,297千円が計上されている。

しかし、普通会計と同様に期末要支給額141,606千円に同会計の退職手当組合への積立不足額5,343千円を加算し、当年度引当金146,949千円、繰入額△22,954千円に修正する必要があるか検討を要する。

賞与引当金及び賞与引当金繰入額として、20年度末に発生している4ヶ月分の8,363千円が適正に計上されている。

イ 純資産変動計算書

科目振替では、貸付金・出資金等への財源投入に31,387千円（長期延滞債権への振替）、貸付金・出資金等の回収等による財源増に△53,569千円（貸付金・長期延滞債権の回収額18,379千円、不納欠損額のうち貸付金及び長期延滞債権に係るもの35,190千円）が計上され、財源振替がされている。

ウ 資金収支計算書

経常的収支額において、△87,126千円の赤字が発生している。これは、一般会計からの繰入金が前年度に比べ121,370千円（20.9%）減額となったことなどによる。

今後も人件費、物件費をはじめとする経費節減に取り組み、収支の改善に努める必要がある。

(2) 国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書

(ア) 有形固定資産の計上及び償却について

貸借対照表上の192,536千円が正しく計上されているか確認した。

償却資産取得価額は248,154千円であり、耐用年数25年の定額法で償却され、未償却残額は192,026千円となっている。土地取得費は510千円となっている。

(イ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

対象となる職員10名分に係る期末までの発生額56,299千円が当年度引当金として計上され、繰入額として当年度の退職手当組合負担金9,184千円の拠出により、前年度末引当金61,115千円から将来負担が同額減額され51,931千円となるため、当年度末引当金56,299千円との差額4,368千円が計上されている。

しかし、普通会計と同様に期末要支給額56,299千円に同会計の退職手当組合への積立不足額3,143千円を加算し、当年度引当金59,442千円、繰入金7,511千円に修正する必要があるか検討を要する。

賞与引当金及び賞与引当金繰入額として、20年度末に発生している4ヶ月分の5,621千円が適正に計上されている。

イ 純資産変動計算書

科目振替では、減価償却による財源増において、当年度償却額の 9,926 千円が公共資産等整備一般財源等からその他一般財源等へ振り替えられている。

貸借対照表の純資産の部と純資産変動計算書において、公共資産等整備一般財源等とその他一般財源の計上額が異なっている。純資産変動計算書において、地方債償還 16,525 千円に伴う財源振替がなされているか確認を要する。

ウ 資金収支計算書

経常的収支の部には、事業収入として診療収入等の 170,042 千円が計上されている。実質的な経常収支不足額が一般会計からの繰入金 65,771 千円により解消されている。

(3) 老人保健医療事業特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書

(ア) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

対象となる職員 1 名分に係る期末までの発生額 867 千円が当年度引当金として計上され、繰入額として当年度の退職手当組合負担金 502 千円の拠出により、前年度末引当金 3,466 千円から将来負担が同額減額され 2,964 千円となるため、当年度末引当金 867 千円との差額△2,097 千円が計上されている。

しかし、普通会計と同様に同会計の退職手当組合への積立不足額 314 千円を加算し、当年度引当金 1,181 千円、繰入金△1,783 千円に修正する必要があるか検討を要する。

賞与引当金及び賞与引当金繰入額は発生していない。

(イ) 経常行政コストについて

社会保障給付 773,697 千円、物件費 11,947 千円等の 794,980 千円が計上されている。これに対する経常収益は、分担金・負担金・寄附金 423,757 千円、一般会計からの繰入金 72,815 千円等の 502,956 千円で、差引き純経常行政コストは 292,024 千円となっている。

(4) 後期高齢者医療特別会計

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書

(ア) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

対象となる職員 4 名分に係る期末までの発生額 10,787 千円が当年度引当金として計上されている。繰入額として当年度の退職手当組合負担金 2,288 千円の拠出により、前年度末引当金が 0 千円であることから将来負担が△2,288 千円となり、当年度末引当金 10,787 千円との差額 13,075 千円が計上されている。

しかし、普通会計と同様に期末要支給額 10,787 千円に同会計の退職手当組合への積立不足額 1,257 千円を加算し、当年度引当金 12,044 千円、繰入額 14,332 千円に修正する必要があるか検討を要する。

賞与引当金及び賞与引当金繰入額として、20 年度末に発生している 4 ヶ月分の 1,667 千円が計上されている。

(イ) 経常行政コストについて

補助金等として後期高齢者医療広域連合納付金 1,260,720 千円、人件費 17,288 千円等の 1,306,388 千円が計上されている。これに対する経常収益は、保険料 468,335 千円、一般会計からの繰入金 819,868 千円等の 1,295,995 千円で、差引き純行政コストは 10,393 千円となっている。

6 地方三公社について

(1) 浜田市土地開発公社

ア 貸借対照表

(ア) 有形固定資産計上の資産について

代行用地として市道大谷線用地 13,465 千円が「生活インフラ・国土保全」に、長浜小改築用地 397,304 千円が「教育」に、公有用地としてラ・ペアーレ浜田用地 130,947 千円が「福祉」に計上されている。公社財務諸表の帳簿価額が計上されている。

(イ) 販売用不動産の完成土地について

販売用不動産のうち完成土地 259,006 千円（竹迫住宅団地 2,057 千円、漁民住宅団地 16,950 千円、石央文化ホール隣接地 240,000 千円）の個別財務諸表における帳簿価額が計上されている。

販売用不動産の計上については、財政健全化法における将来負担比率を算定する際の評価基準を用いる（浜田市は固定資産税評価額を調整する方法を採用）。この算定方法に従い時価評価を行うと、竹迫住宅団地が 88,166 千円、漁民住宅団地が 25,078 千円、石央文化ホール隣接地 206,101 千円となるが、棚卸資産の評価基準に基づき帳簿価額といずれか低い方を採用することとなる（低価法）。

よって、石央文化ホール隣接地については時価評価額 206,101 千円が計上され、評価損△33,899 千円が計上されないか確認されたい。

但し、同地については 30 年の賃貸契約により現況が貸付地であるため、有形固定資産へ振り替える必要がないか検討されたい。この場合、時価が帳簿価格に比べ 50%以上下落した場合は強制評価減の対象となる。

また、竹迫住宅団地については、平成 22 年度財政援助団体等監査で指摘しているように土地処分時の販売原価計上方法が適切でないため、当年度末帳簿価額が実態と乖離した低い価額となっている。適正な帳簿価格への修正と、低価法の適用について検討を要する。

完成土地の価額について

（単位：千円）

完成土地の種類	帳簿 価格	時価 評価額	財務4表 計上額	財務4表への要計上額
竹迫住宅団地	2,057	88,166	2,057	適正な帳簿価格の算出と低価法による計上の検討を要する。
漁民住宅団地	16,950	25,078	16,950	
石央文化ホール隣接地（※1）	240,000	206,101	240,000	206,101（低価法）

※ 1 但し、有形固定資産への振替えについて検討を要する。

(ウ) 販売用不動産の開発中土地について

販売用不動産のうち開発中土地 1,788,875 千円の確認を行った。すべて個別財務諸表の帳簿価額による金額が計上されている（物流軽工業団地 178 千円、下府石央団地 89,512 千円、旧原井小跡地 495,783 千円、旧医療センター跡地 1,203,402 千円）。

しかし、下府石央団地については、低価法の適用により資産計上額の修正及び評価損の計上について検討を要する。（資産計上額 403 千円、評価損 89,109 千円）。

また、旧原井小跡地、旧医療センター跡地については、販売見込額（旧原井小跡地 656,558 千円、旧医療センター跡地 1,982,770 千円）から販売経費見込額（旧原井小跡地 9,199 千円、

旧医療センター跡地 216,300 千円)を控除した時価評価額(旧原井小跡地 647,359 千円、旧医療センター跡地 1,766,470 千円)と、帳簿価格(旧原井小跡地 495,783 千円、旧医療センター跡地 1,203,402 千円)とのいずれか少ない額で計上すべきである。

但し、販売経費見込額には今後見込まれる経費が計上されていないため過小であり、適正な販売経費見込額により時価評価額を算定し、帳簿価額と比較した上で修正計上されたい。



旧原井小跡地。県営住宅の建設や、一般分譲が行われている。

旧医療センター跡地。中央図書館の建設が決定されたほか、浜田警察署の移転先候補地として要望する意向が表明されている。



(エ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

個別財務諸表では計上されていない。連結上の退職手当等引当金 48,939 千円と賞与引当金 1,291 千円の積算根拠は、提出資料からは確認できない。

イ 行政コスト計算書

(ア) 支払利息について

計上額 30,361 千円の中に、旧医療センター跡地の 19,834 千円が含まれている。本来造成事業原価に計上されるものであり、減額修正の検討を要する。

(イ) その他行政コスト

公社の個別財務諸表における公有地取得事業原価 184,551 千円(公共代替地、埋立処分地の用地処分に係る原価)及び土地造成事業原価 244,455 千円(旧原井小跡地、長浜小改築代替地の用地処分に係る原価)の合計 429,006 千円が計上されている。

なお、「(ア) 支払利息について」で記述したとおり、土地造成事業原価に旧医療センター跡地の支払利息 19,834 千円を追加修正する必要があるか検討を要する。

ウ 経常収益

事業収益 429,166 千円は、個別財務諸表における公有地取得事業収益と土地造成事業収益の合計であり適切に計上されている。

エ 資金収支計算書

(ア) 支払利息について

医療センター跡地の支払利息 19,834 千円が費用処理されているが、経理基準によれば、本来、造成事業原価へ計上されるべきものである。経常的支出の支払利息 30,361 千円から 19,834 千円を控除し、貸借対照表の有形固定資産の福祉 130,947 千円に 19,834 千円を加算修正する必要について検討されたい。

(イ) 有価証券に係る収支について

期首資金残高に計上されている 145,838 千円は、国債額面と取得価額との差額調整である投資有価証券積立金の加算修正が必要ないか検討されたい。

また、その他収入として満期による国債償還額 20,186 千円が計上されているが、償還額は額面どおりの 20,000 千円であるため、修正が必要である。個別財務諸表において額面 20,000 千円の国債の取得価額 20,186 千円で計上し、取得による支出として投資有価証券積立金の額 (162,750 円) を計上している。取得価額と額面との差額を調整するため、償却原価法として有価証券利息受取額から 23,250 円を控除し、投資有価証券積立額として年 2 回計上しているためである。

なお、平成 20 年度中に国債の満期償還を迎え、投資有価証券積立金も現金として計上されたため、期末資金残高は適正に計上されていることを確認した。

オ 経常的収支の部

(ア) 人件費について

個別財務諸表の収益的支出の人件費 3,225 千円（報酬、手当、法定福利費、福利厚生費、退職給付費用）が計上されている。

しかし、行政コスト計算書の人件費 3,103 千円（報酬、手当、法定福利費）と前年度賞与引当金 1,291 千円の合計額 4,394 千円が計上されるはずであり、1,169 千円過少計上されている。

なお、個別財務諸表のキャッシュ・フロー計算書の人件費支出 4,861 千円には、臨時職員賃金 1,636 千円が含まれている。

(イ) 物件費について

行政コスト計算書の物件費計上額 4,149 千円が計上されるはずであるが、福利厚生費 22 千円が人件費に計上されているため 4,127 千円のみ計上されている。

(ウ) その他支出について

公有地取得事業及び開発事業用地取得事業として 26 千円が計上されている。

しかし、個別財務諸表における土地造成事業支出 41,066 千円（旧原井小跡地、長浜小改築代替地の用地処分に係る土地造成事業原価）が計上されないか確認を要する。

(エ) 事業収入について

個別財務諸表（キャッシュ・フロー計算書）における公有地取得事業収益 257,858 千円と土地造成事業収益 244,485 千円の計 502,343 千円が計上されている。

これは、個別財務諸表の損益計算書に計上された公有地取得事業収益 184,681 千円、土地造成事業収益 244,485 千円の計 429,166 千円に前年度未収金と当年度未収金の減少額 73,177 千円が加算されているものであることを確認した。

(オ) 諸収入について

個別決算書の受取利息、有価証券利息の合計額 397 千円を計上する必要があるか確認を要する（計上額は 0 円となっている）。

(カ) その他収入

投資有価証券の売却による収入 122 千円が計上されているが、本来、投資・財務的収支の部に計上されるべきものである。その他収入には個別財務諸表上の補助金等収益、雑収入、その他収入が計上されるため 0 円とならないか確認を要する。

カ 公共資産整備収入の部

個別財務諸表のキャッシュ・フロー計算書の公有地取得事業 573,394 千円と土地造成事業支出 41,066 千円の合計 614,460 千円が計上されているが、土地造成事業支出 41,066 千円は、経常的支出のその他支出に計上されるものでないか確認されたい。

なお、第三セクター等公共資産整備支出 614,460 千円は、地方三公社公共資産整備支出の科目に 573,394 千円として計上されるものでないか確認を要する。

その他収入 30,906 千円のうち、受取利息と有価証券利息の合計額 397 千円については、諸収入として計上すべきでないか確認されたい。なお、その他雑収益 30,509 千円には第三中学校に係る利子補給が含まれている。

キ 投資・財務的収支の部

その他収入の 20,186 千円は投資有価証券売却収入（国債 20,000 千円の満期による償還）であるが、公共資産等売却収入の科目に計上されるものである。また、計上額については額面どおりの 20,000 千円とならないか確認を要する。

7 一部事務組合及び広域連合について

経費負担割合により、適正に比例連結されているかを中心に、資産計上額等について監査した。

(1) 浜田地区広域行政組合（一般会計）

ア 比例連結について

浜田市の負担金負担割合は総務費、企画費及び環境衛生事業（管理費、可燃ごみ処理事業費）の按分率の平均値 68.574%となっている。加入団体である江津市は 31.426%となる。当該経費負担割合による比例連結割合を基に、資産及び費用が適正に按分計上されている。

イ 貸借対照表及び行政コスト計算書

(ア) 有形固定資産の計上について

先ず、団体全体の貸借対照表上の有形固定資産 8,962,121 千円が正しく計上されているか確認した。資産明細表より償却資産取得価額は 14,796,247 千円である。減価償却計算表により、総務費、福祉（民生費）、環境衛生費の各計上資産が耐用年数 25 年の定額法で償却されていることを確認した。土地の取得価額は 633,590 千円となっている。

償却資産に係る補助金（県支出金）額 2,305,096 千円についても、同様に償却処理され、1,390,786 千円が適正に計上されていることを確認した。

次に、浜田市の比例連結による経費負担割合は68.574%であるため、連結決算書においては、同割合による合理的な基準により資産按分され、6,145,685千円が浜田市分の有形固定資産として計上されている。

また、団体のその他特定目的基金は1,000,000千円、歳計現金は10,801千円であり、浜田市分は経費負担割合により、それぞれ685,740千円と7,407千円が適正に計上されている。

(イ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

団体における一般会計全体の退職手当引当金は255,772千円計上されている。浜田市分の引当金は、比例連結割合により175,393千円が適正計上されている。

全体の退職手当引当金繰入等額は271,301千円で、浜田市分は186,042千円が計上されている。目的別への按分は、実支出額によるとのことである。

賞与引当金は、団体全体では9,186千円、浜田市分としては6,299千円が計上されている。

ウ 純資産変動計算書

その他行政コスト充当財源は、財産収入と諸収入であり団体全体で22,964千円、浜田市分として15,747千円が計上されている。これに係る収入未済及び不納欠損は発生していない。

(2) 浜田地区広域行政組合（介護保険特別会計）

ア 比例連結について

浜田市の経費負担割合は管理費及び給付費の浜田市按分率の平均値64.46%となっている。加入団体である江津市は35.54%となる。当該経費負担割合による比例連結割合を基に、資産及び費用が適正に按分計上されている。

イ 貸借対照表及び行政コスト計算書

(ア) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

介護保険事業会計全体の退職手当等引当金は47,165千円で、浜田市分は按分比率による30,403千円が計上されている。

団体（介護）の退職手当等引当金繰入等50,950千円は、当年度と前年度の退職手当引当金の差額47,165千円に退職金（退職手当組合負担金）3,785千円を加えた額が計上され、浜田市分は32,842千円となる。

提出資料により、団体（介護）の賞与引当金及び繰入れ額2,659千円が計上され、浜田市分は1,714千円となる。

(イ) 長期延滞債権、未収金及び回収不能見込額について

行政コスト計算書に回収不能見込計上額12,067千円を計上しているが、貸借対照表に回収不能見込額は計上されないのか確認を要する。

ウ 資金収支計算書

地方債償還額86,666千円は、償還元金であることを確認した。

(3) 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合

ア 比例連結について

負担金負担割合は浜田市 58%、江津市 42%となっている。当該経費負担割合による比例連結割合を基に、資産及び費用が適正に按分計上されている。

イ 貸借対照表及び行政コスト計算書

団体全体の資産は、個別決算書により有形固定資産（共同浴場他）27,871 千円、財政調整基金現在高 17,852 千円、歳計現金 1,059 千円が計上されており、浜田市分は経費負担割合により有形固定資産 16,166 千円、財政調整基金 10,354 千円、歳計現金 614 千円が適正按分されている。

団体の費用は、個別決算書により、人件費 142 千円、物件費 19,754 千円 維持費 1,175 千円及び補助金等 476 千円が相違なく計上されていることを確認した。浜田市分は按分比率により、人件費 82 千円、物件費 11,457 千円、維持費 682 千円、補助金等 276 千円が適正計上されている。

経常収益は、使用料・手数料 21,257 千円（浜田市分 12,329 千円）、分担金・負担金 229 千円（浜田市分 133 千円）が計上される。よって、純経常行政コストは 2,154 千円（浜田市分 1,249 千円）が計上される。

(4) 島根県市町村総合事務組合

ア 比例連結について

規約に基づく当該年度の経費負担割合に応じた「比例連結」が適正か確認した。島根県市町村総合事務組合への浜田市負担額は 2,046 千円となっている。団体の個別決算書において、各市町村の負担金合計額は 25,196 千円のため、浜田市の比例連結の割合は 8.12%となる。

イ 貸借対照表等

団体全体の資産は、個別決算書等により有形固定資産 3,150,161 千円、その他特定目的金 626,446 千円、財政調整基金 204,761 千円、歳計現金 4,127 千円が計上されており、浜田市分は経費負担割合 8.12%により有形固定資産 255,804 千円、基金等 50,870 千円、資金（財政調整基金と歳計現金）16,962 千円が適正按分されている。

同様に、行政コスト計算書、純資産変動計算書においても、比例連結により経費負担割合に基づいた浜田市分の金額が按分計上されている。

(5) 島根県後期高齢者医療広域連合（普通会計及び保険事業会計）

ア 比例連結について

普通会計における浜田市の経費負担割合は、233,708 千円中の 19,518 千円（人件費 19,058 千円等）で 8.351%となっている。保険事業会計における浜田市の経費負担割合は、13,540,200 千円のうちの 1,260,721 千円で、9.31%となっている（浜田市分負担：保険料等負担金 628,883 千円、療養給付費負担金 631,838 千円）。

貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書において、比例連結により経費負担割合に基づいた浜田市分の金額が按分計上されている（一部抽出による）。

8 第三セクター等について

(1) 財団法人 浜田市教育文化振興事業団

(浜田市世界こども美術館、石央文化ホール、サンマリン浜田、サン・ビレッジ浜田)

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書

(ア) 基金等計上額について

基金等 102,570 千円が計上されている。内訳は、個別決算書の基本財産に計上されている 100,000 千円（定期預金 84,002 千円と投資有価証券 15,998 千円）と特定預金（普通預金） 2,570 千円である。投資有価証券の 15,998 千円は国債であり取得価額が計上されている。

(イ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

個別決算書には計上されていないが、賞与引当金及び繰入金 3,397 千円が連結修正で計上されている。退職手当引当金及び繰入額は、中小企業退職金共済制度に加入しているため発生しない。なお、掛金については、個別決算書において費用処理されており、連結財務書類上も同様に処理されていることを確認した。

(ウ) 施設の減価償却について

施設（有形固定資産）は普通会計で保有しているため、団体の決算書に減価償却費は計上されないが、各施設ごとの償却の状況を把握することが、今後の財政運営上及び施設の管理上、有効である。

(エ) 経常収益について

団体決算書の収入合計 258,072 千円から、特定預金取崩収入 13,886 千円と繰入金収入 1,040 千円の 14,926 千円が適正に控除された 243,146 千円が、行政コスト計算書の経常収益に適正に計上されていることを確認した。

イ 資金収支計算書

団体においては、キャッシュ・フロー計算書が作成されていないため、行政コスト計算書等からの読替となる。

但し、団体における個別財務諸表は、改正前の会計基準により作成されているため、平成 20 年 4 月の「公益法人会計基準の運用指針」に基づき作成するよう努められたい。

(2) 財団法人 三隅町教育文化振興財団

(石正美術館、三隅中央公園、田ノ浦公園運動施設、岡見スポーツセンター、三隅中央会館)

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書

(ア) 基金等計上額について

基金等 101,885 千円が計上されている。内訳は、個別財務諸表の基本財産に計上されている定期預金 101,735 千円とその他の固定資産として計上されている普通預金 150 千円である。

(イ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

個別財務諸表には計上されていないが、賞与引当金及び繰入金 1,807 千円が連結修正で計上されている。退職手当引当金及び繰入額は、中小企業退職金共済制度に加入しているため発生しないとのことであるが、掛金の納付の事実が個別財務諸表で把握できないため、確認を要する。

イ 資金収支計算書

団体においては、キャッシュ・フロー計算書が作成されていないため、行政コスト計算書等からの読替となる。

但し、団体における個別財務諸表は、改正前の会計基準により作成されているため、平成 20 年 4 月の「公益法人会計基準の運用指針」に基づき作成するよう努められたい。

(3) 株式会社 かなぎ（かなぎウエスタンライディングパーク）

ア 貸借対照表及び行政コスト計算書

(ア) 繰延資産（開業費）について

個別決算書上及び連結財務 4 表上において、繰延資産（開業費）として 28,033 千円が計上されている。税法上は任意償却とされていることから償却期間（5 年）経過後も償却がされていない。

しかし、企業会計上（「企業会計原則」や「連続意見書・繰延資産について」等による）、償却の期間を最大限 5 年以内にとどめる必要がある。よって、平成 20 年度決算時点においては、既に償却済として実態がないため、繰延資産を計上するのは妥当ではない。連結修正として資産から落とすことを検討されたい。

(イ) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

退職手当引当金及び繰入額の計上について確認した。

平成 20 年度から「中小企業退職金共済制度」に加入しており、提出資料によると、期末において、掛金納付額 880 千円、退職金試算額 788 千円が発生している。

中小企業退職金共済制度掛金については、個別財務諸表において費用処理されており、連結財務書類上も同様に処理されていることを確認した。

賞与引当金及び繰入額については、提出資料により、平成 21 年度上期（8 月支給：2 月～7 月分）の支給がされないため、平成 20 年度分の引当金の計上も発生しない。

(ウ) 減価償却額の計上について

平成 21 年度財政援助団体等監査でも指摘したように、減価償却未実施の資産がある。法人税法上は任意償却が認められているが、「企業会計原則、第三 貸借対照表原則の五の 2 項」及び「連続意見書第三 有形固定資産の減価償却について」によれば、費用配分の原則に基づいて、その耐用期間における各事業年度に配分しなければならない。

よって、団体の決算書において適正に償却を実施する必要がある。平成 20 年度決算において約 9,536 千円の未償却が発生しているため、連結修正処理を行うか、連結財務 4 表において注記への記載を検討されたい。

(エ) 未償却分等を修正した場合の計上額について

減価償却未実施額 9,536 千円と繰延資産未償却額 28,033 千円を償却した場合、繰越欠損額は平成 20 年度末△408,426 千円から△445,995 千円に拡大する（試算）。よって、実質的な株主資本（純資産計上額）は、4,005 千円（試算）となるため、資産の実態に合わせて修正を検討されたい。

(オ) 純資産の部の「他団体及び民間出資分」計上額について

他団体及び民間出資分として 16,255 千円が計上されている（連結企業会計上、少数株主持分にあたる）。

団体の財務諸表上、資本金は 450,000 千円であるが、繰越欠損金△408,426 千円が生じているため、株主資本（連結上の純資産）は 41,574 千円となる。他団体等出資比率 39.1%（浜田市分 60.9%）で按分計算した 16,255 千円が計上されることになる。

しかし、この額についても、繰延資産及び減価償却の未償却分を考慮した場合、実質的な株主資本額 4,005 千円を 39.1%で按分した 1,566 千円（試算）に修正することを検討されたい。

イ 資金収支計算書

経常的支出の「その他支出」として、棚卸資産購入支出 30,177 千円と修繕費支出 798 千円と法人税等支出 1,565 千円の合計 32,540 千円が計上されている。

棚卸資産購入支出として計上されている 30,177 千円は当年度売上原価であり、前年度末棚卸資産額 528 千円が含まれているので過大である。当年度の棚卸資産購入額の 29,649 千円が計上されないか確認されたい。

また、法人税等支出 1,565 千円には、販売費及び一般管理費の租税公課 1,237 千円が含まれているが、補助金等に既に計上されているため修正が必要と思われる。

併せて、補助金等には法人税 328 千円が 2 重計上されているため修正が必要である。なお、法人税等支出 328 千円は、前年度未払法人税等支出 328 千円である。

結果的に、その他支出には、棚卸資産購入支出 29,649 千円と修繕費支出 798 千円と法人税等支出 328 千円の合計 30,775 千円が計上されないか確認されたい。

事業収入については、行政コスト計算書に計上された事業収益 89,268 千円に、前年度から当年度の売掛金の減少額 677 千円を加算した 89,945 千円が適切に計上されている。

(4) 有限会社 ゆうひパーク三隅

ア 貸借対照表

(ア) 圧縮記帳を行った固定資産の修正について

連結財務 4 表において、有形固定資産として 9,607 千円が計上されている。

しかし、個別財務諸表の固定負債に計上されている「固定資産圧縮積立金」7,512 千円は、補助金により取得した資産部分であり、圧縮記帳の利益処分方式による会計処理を行っているものである。

よって、連結上の会計処理として、圧縮記帳を行った固定資産 7,512 千円について、圧縮記帳を行わなかった場合の資産額に修正計上する必要がある。

試算すると、有形固定資産計上額 9,607 千円は、圧縮記帳を行った資産 7,512 千円に対する減価償却累計額相当額 6,634 千円を控除した 2,973 千円に修正する必要がある。

なお、平成 20 年度分の減価償却費として 52 千円を加算修正する必要がある。

また、資産の取得時に国庫・県補助金を財源にしている場合、「公共資産等整備国県補助金等」に計上する必要があるが、補助金額も償却を行う必要があるため、同じく償却累計額相当額控除後の 878 千円を計上する必要がある。

なお、個別財務諸表において、平成 21 年度から圧縮資産と圧縮積立金を相殺し、直接減額方式による会計処理が行われている。適正な会計処理に努める必要がある。

圧縮記帳を行わなかった場合の連結修正額（試算）

（単位：千円）

圧縮記帳積立額 （補助金により取得した額）	減価償却費 （平成 20 年度分）	減価償却累計額 （要修正額）	資産計上額	国県補助金等 計上額
7,512	52	6,634	2,973	878

(イ) 純資産の部の「他団体及び民間出資分」計上額について

他団体及び民間出資分として 2,999 千円が計上されている（連結企業会計上、少数株主持分にあたる）。

団体の決算書上、資本金は 6,000 千円であるが、繰越利益剰余金 927 千円が生じているため、株主資本（連結上の純資産）は 6,927 千円となる。他団体等出資比率 43.3%（浜田市分 56.7%）で按分計算した 2,999 千円が計上されることになる。

但し、連結修正した場合、圧縮記帳された資産の減価償却累計額相当額 6,634 千円を考慮すると、(有)ゆうひパーク三隅の連結上の実質的な繰越損失は 5,707 千円となるため、修正の必要がないか検討されたい。

イ 行政コスト計算書

(ア) 退職手当等引当金、賞与引当金及び繰入等の計上について

退職手当等引当金繰入等及び引当金に 561 千円を修正計上している。

「中小企業退職金共済制度」には未加入で、独自に、退職金支給に備え積立（平成 20 年度期末で 561 千円、年度末に普通退職した場合の支給見込額と同額）を実施している。

よって、積立額 561 千円を資産の基金等へ計上し、同額を引当金として負債計上している。

賞与引当金及び繰入額については、提出資料により、平成 21 年度支給がないため計上されないことを確認した。

ウ 資金収支計算書

(ア) その他支出について

経常的支出の「その他支出」として、棚卸資産購入支出 42,946 千円と修繕費支出 260 千円と法人税等支出 97 千円とその他の支出 63 千円（車両費）の合計 43,366 千円が計上されている。

棚卸資産購入支出として計上されている 42,946 千円は、前年度末棚卸高 993 千円と当年度仕入高 41,953 千円の合計であり、当年度の棚卸資産購入額（当年度売上原価＋期末棚卸高－前年度末棚卸高）の 41,953 千円が計上されるべきである。

また、法人税等支出 97 千円には、販売費及び一般管理費の租税公課 11 千円が含まれているが、補助金等に既に計上されているため修正が必要である。

併せて、補助金等には法人税 86 千円が 2 重計上されているため修正が必要である。なお、法人税等支出 86 千円は、前年度未払法人税等支出 86 千円である。

結果的に、その他支出には、棚卸資産購入支出 41,953 千円と修繕費支出 260 千円と法人税等支出 86 千円とその他の支出 63 千円（車両費）の合計 42,362 千円が計上されることになる。

事業収入については、行政コスト計算書の事業収益 78,453 千円に前年度と当年度の売掛金減少額 11 千円が加算された 78,465 千円が適切に計上されている。

(5) 財団法人 浜田市都市環境整備公社（竹迫墓地、笠柄墓地の管理）

ア 貸借対照表

(ア) 固定資産の計上について

個別財務諸表において、土地及び構築物の合計約 270,000 千円（取得価額）の資産計上がされていないため、連結財務 4 表上においても資産額が過小計上となっている。

また、構築物については償却が必要である。さらに、未収金も計上する必要があるか検討を要する。

(6) 財団法人 ふるさと弥栄振興公社（ふるさと体験村）

ア 貸借対照表

資産 62,718 千円、負債 14,376 千円、正味財産 48,342 千円が計上されている。

負債は、個別財務諸表の 13,546 千円に賞与引当金 830 千円が加算された 14,376 千円が計上されている。しかし、退職給与引当金は計上されていない。当年度の行政コスト計算書に計上された退職給与引当金繰入額 282 千円が計上されないか確認されたい。

正味財産には、資産 62,718 千円と負債 14,376 千円の差額として 48,342 千円が計上されているが、退職給与引当金が計上された場合、正味財産の計上額は減額となる。

イ 行政コスト計算書

人件費として個別財務諸表の給料 15,393 千円、時間外手当 1,811 千円、賞与支出 1,654 千円、法定福利費 2,368 千円、役員報酬 1,328 千円、役員弁償費 114 千円の合計 22,668 千円が適正に計上されている。

物件費として個別財務諸表のパート人件費 1,931 千円、福利厚生費 136 千円を含む物件費 24,138 千円が適正に計上されている。

その他行政コストとして売上原価 13,063 千円、雑支出 904 千円の合計 13,967 千円が計上されているが、法人税等 81 千円を加算した 14,048 千円が計上されないか確認を要する。

ウ 資金収支計算書

物件費として行政コスト計算書に計上されている 24,138 千円から未払金増加額 1,073 千円を減額し、流動資産の内、貯蔵品、立替金の増加額（531 千円）と流動負債の内、預り金、未払法人税等、未払消費税等の増加額（307 千円）の差額 223 千円が加算され、23,288 千円が計上されている。

流動資産増加額 531 千円に貯蔵品 441 千円が含まれているが、棚卸資産と同一のため経常的収支の部のその他支出の欄で計上するものであり、正しくは 90 千円となる。結果的には 24,138 千円と△1,073 千円と△217 千円（上記流動資産増加額 90 千円－流動負債増加額 307 千円）の合計額 22,848 千円とならないか確認されたい。

その他支出として、修繕費支出 318 千円と売上原価 13,063 千円と 476 千円（内訳は不明）の合計額 13,857 千円が計上されている。しかし、修繕費支出 318 千円、売上原価 13,063 千円、棚卸資産増加額 13 千円、未払消費税増加額△256 千円、雑支出 904 千円の合計 14,042 千円とならないか確認されたい。

事業収入として、行政コスト計算書の 37,697 千円に未収金減少額 1,666 千円と前受金増加額 38 千円を加算した 39,401 千円が適正に計上されていることを確認した。

エ 純資産変動計算書

行政コスト計算書の項目でも記述したように、その他行政コストに当年度発生した法人税等 81 千円が加算されていないため、純経常行政コストとして計上された金額 668 千円については見直す必要がないか検討されたい。

9 連結財務書類 4 表全般におけるその他確認事項及び法定決算書等の連結修正処理について

基本的に、連結修正に係る手続き等については、個別の財務書類の項目において記載したが、その他確認事項の追加内容を記載する。

① 販売用不動産の計上について

公社に係る土地のみが計上されている。売却可能資産とは区別されている。

評価は、取得価額と時価（販売経費控除後）のいずれか低い価額を計上する低価法による。時価（正味売却価額）が取得価額を下回った場合には評価損の計上を検討する必要がある。（「棚卸資産の評価に関する会計基準」：改正 20 年 9 月 26 日による。）

② 無形固定資産の計上について

水道事業会計の施設利用権 108,241 千円と(株)かなぎの電話加入権 291 千円が計上されている。

水道部の施設利用権については 70 年で償却しているが、根拠は不明とのことである。内容的には西分庁舎の建設費を水道部の専用面積で按分した額を負担しており、鉄筋コンクリート造の建物の 47 年の適用が妥当であるため修正を検討されたい。

③ 長期未払金の計上について

連結対象団体の長期未払金は計上されていない。しかし、(有)ゆうひパーク三隅（5 月決算）の長期未払金計上額 494 千円を連結上も計上する必要がある（21 年度は修正済）。

④ 退職手当等引当金、賞与引当金の計上について

個別の事項で記載したとおり、特別会計等の計上額が年度末所要額となっているため、普通会計と同様に、退職手当組合積立過不足額を考慮する必要があるか検討を要する。

⑤ 消費税等の会計処理について

原則として、連結財務書類を作成する際は普通会計と同様の税込処理を採用しなければならないが、公営企業会計、第三セクター等において法定決算書が税抜処理されている場合は、採用した消費税等の会計処理を注記されたい。

⑥ 「純資産の部」の内訳の記載について

当面の容認規定により省略しているが、今後、内訳の記載をする必要がある。

⑦ 出納整理期間中の現金受払いの調整について

水道事業会計における未収金（普通会計に対する 8,982 千円、下水道事業会計に対する 20 千円、簡易水道事業会計に対する 239 千円、工業用水道事業会計に対する 727 千円）、工業用水道事業会計における普通会計への未払金 2 千円、(財)浜田市教育文化振興事業団における普通会計に対する未収金 17 千円、普通会計への未払金 5,048 千円、(財)三隅町教育文化振興財団における普通会計に対する未収金 1,672 千円、(財)ふるさと弥栄振興公社における普通会計に対する未収金 60 千円が年度末に発生しているとのことである。

算定基準に基づき、5 月 31 日（出納整理期間中）までに現金の受払いがされた取引は、当年度の取引として調整し、普通会計において歳計現金を増減し、他会計において未収金及び未払金を加減させている。

10 連結会計の単純合算及び内部取引の相殺消去について

単純合算の確認、科目の読替等の確認、内部取引の相殺消去等の確認等を行った。

(1) 相殺消去の処理について

会計間（または法人間）の取引について、その相殺消去が適切に処理されているか監査した（一部、抽出による）。

ア 投資（出資金）と資本金の相殺消去について

連結会計間で出資を行っているため、投資と資本の相殺消去が適正に行われているか確認した。

普通会計から水道事業会計への出資金 654,284 千円、工業用水道事業会計への出資金 110,124 千円、(株)かなぎへの出資金 274,250 千円、(有)ゆうひパーク三隅への出資金 3,400 千円、(財)浜田市都市環境整備公社への出捐金 2,000 千円、(財)浜田市教育文化振興事業団への出捐金 100,000 千円、(財)三隅町教育文化振興財団への出捐金 100,000 千円が、(財)ふるさと弥栄振興公社への出捐金 55,000 千円、浜田市土地開発公社への出資金 5,000 千円が計上されている。

普通会計の貸借対照表の投資等「投資及び出資金」と、出資受入れ団体の貸借対照表の純資産の部「公共資産整備等一般財源等」と相殺消去されていることを確認した。

イ 債権債務の相殺消去について

連結会計間での貸付金と借入金及び未収金と未払金について、相殺消去が適正に行われているか確認した。

普通会計から土地開発公社への未払金 377,719 千円について、普通会計の貸借対照表上の長期未払金と公社の未収金が相殺消去され、連結決算書に反映されていることを確認した。

ウ 補助金支出と補助金収入の相殺消去及び繰入れと繰出しの相殺消去について

会計間における補助金等の支給と受入れ、繰入れ・繰出しが行われているため、行政コスト計算書及び資金収支計算書において、相殺消去が行われているか確認した（一部抽出による）。

普通会計から簡易水道事業会計への繰入金 531,703 千円が、普通会計の行政コスト計算書の経常行政コスト「他会計等への支出額」と簡易水道事業会計の行政コスト計算書の経常収益「他会計補助金等」と相殺消去されている。

また、資金収支計算書において、531,703 千円のうち 250,921 千円が、経常的収支の部の「他会計等への事務費等充当財源繰出支出」（普通会計）と「他会計補助金等収入」（簡易水道事業会計）と相殺消去され、280,782 千円が投資・財務的収支の部の「他会計等への公債費充当財源繰出支出」（普通会計）と「他会計補助金等収入」（簡易水道事業会計）と相殺消去されている。

特別会計においては同様に、普通会計から公共下水事業会計への繰入金 175,628 千円、農集集落排水事業会計への繰入金 138,394 千円、個別排水事業会計への繰入金 574 千円、漁業集落排水事業会計への繰入金 29,921 千円、生活排水事業会計への繰入金 7,808 千円、国民宿舎事業会計への補助金 30,781 千円、国民健康保険会計（事業勘定）への繰入金 393,182 千円、国民健康保険会計（直診勘定）への繰入金 65,771 千円、老人保健医療事業会計への繰入金 72,815 千円、後期高齢者医療会計への繰入金 819,868 千円が、行政コスト計算書及び資金収支計算書において、それぞれ相殺消去されている。

一部事務組合や公社、第三セクター等についても同様に、普通会計から(財)浜田市教育文化振興事業団への補助金 103,453 千円、(財)三隅教育文化振興財団への補助金 50,194 千円、(財)ふるさと弥栄振興公社への補助金 443 千円が、それぞれ行政コスト計算書の補助金等(普通会計)とその他特定行政サービス収入等(各団体)及び資金収支計算書の補助金等(普通会計)とその他収入等(各団体)において相殺消去されている。

エ 委託料の支払いと受け取りの相殺消去について

普通会計から(有)ゆうひパーク三隅への委託料 4,980 千円、(株)かなぎへの管理委託料 23,000 千円の取引については、行政コスト計算書の物件費(普通会計)と事業収益(各団体)、資金収支計算書の物件費(普通会計)と事業収入(各団体)が相殺消去されている。

普通会計から(財)ふるさと弥栄振興公社への委託料 27,033 千円では、行政コスト計算書の物件費(普通会計)と事業収益(団体)及び資金収支計算書の物件費(普通会計)とその他収入(団体)が相殺消去されている。

普通会計から(財)浜田教育文化振興事業団への管理委託料 56,548 千円(計上の 56,830 千円は予算額でないか確認を要する)、(財)三隅町教育文化振興財団への管理委託料 58,323 千円の取引については、行政コスト計算書の物件費(普通会計)と事業収益(団体)、資金収支計算書の物件費(普通会計)と事業収入(団体)において相殺消去されている。

オ 受取利息と支払利息について

水道料金、下水道使用料、施設使用料などの条例で金額が定められているものは、算定ルールにより、相殺消去の対象から除かれている。

11 連結財務書類 4 表の今後の活用と分析について

平成 28 年度から地方交付税の合併算定替による増加額が縮減されるなど、厳しい財政運営が予測されるため、将来を見据えた財政運営が不可欠である。「経営の視点」から、連結かつ発生主義による「連結財務書類 4 表」を行政経営（内部マネジメント）へ有効活用していくことが望まれる。

従来の官庁会計（歳入歳出決算書や決算統計等）では、浜田市全体での資産や負債等を把握することが十分でなかったため、連結財務書類 4 表の作成意義は大きく、今後の行政経営（内部マネジメント）の有効なツールとなるものである

（連結財務書類 4 表の主な作成意義）

①「連結」決算の導入

連結全会計における財政状態及び経営成績の把握が可能になった。第三セクター等も含めた全ての会計（26 会計・団体）を連結できたことの意義は大きい。

②「ストックベース」での資産・負債の把握

ストックベースにより連結の全資産（約 2,298 億円）と負債（約 855 億円）及びキャッシュ（約 83 億円）等を明らかにすることが可能となった。総務省改訂モデルでは決算統計等による算定方法によるが、今後、段階的に資産台帳等を整備して精度を向上させていくことで、実態に合った資産と負債額の計上が十分可能である。

③「発生主義」による真のコスト認識

企業会計の発生主義により真のコスト（トータルコスト；連結経常行政コスト約 499 億円）や負債等を把握することが可能となった。現金主義では認識できなかった減価償却費や引当金等を把握することができた。

特に、多額のコストである減価償却費（平成 20 年度では約 71 億円）が、官庁会計では全く認識されなかった。また、退職手当引当金として、約 69 億円（平成 20 年度末）が将来の負債として計上されるが、同じく官庁会計では認識されていなかった（特に、公営事業会計における退職手当引当金（債務）は、健全化判断比率でも把握されてない）。

官庁会計でのコストは基本的に現金支出であるため、僅かな金額の節減がコスト意識と認識されやすいが、企業会計での「真のコスト」認識は、発生主義による多額の減価償却費や引当金や支払利息等を含めたものである。

（今後の主な活用方法等）

① 事業執行における費用対効果の測定

行政コスト計算書や行政評価制度等によって、人件費等も含めた事業執行に係る費用対効果を測定することが可能である。また、予算編成等にも活用できる。

② 受益者負担の測定（公平性の確保）

特定の受益者（特定の団体等）、一部の受益者（一部の地域等）の受益を、受益を享受していない市民の税金で賄うことは、受益者負担の観点から不公平を招くことになる。よって、受益に見合う負担（又は、負担に見合う受益）を測定することが必要である。

③ 将来負担及び世代間負担の適正な把握

退職手当引当金や資産の維持・更新需要等、現時点で既に発生している将来負担を測定することで将来を見据えた財政運営が可能である。また、世代間負担の公平性を測定できる。

特に、退職手当引当金（平成 20 年度末で約 69 億円）については、将来世代が現役世代のつけを負うことがないよう公平性を測定し、負担率の引き上げや給付水準の引き下げ等の見直しを早急に検討する必要がある。

④ 職員の労働生産性の測定

職員が大幅に減少していく中、連結財務書類 4 表の発生主義による 1 人当たり平均人件費が年間約 950 万円（普通会計及び公営事業会計における試算：退職手当繰入、賞与引当金、福利厚生費も含む）である正規職員が、高度で専門的な業務や市民サービスに直結する業務に専念し、簡易で定型的な事務処理業務等を嘱託職員化や外部委託化するため、事業執行における職員人件費の費用対効果（職員 1 人当たりの労働生産性等）を測定することが必要である。

⑤ 新公会計システムの導入

将来にわたる持続可能な財政運営を可能にするためにも、現行の公会計制度及び財務会計システム等の抜本的見直しの検討が不可欠である。複式簿記、発生主義による企業会計システムの導入を検討する必要がある。

また、公会計制度の見直しに対応した組織編制（行革や財政、会計の担当課）や職員の育成・人材登用が求められる。

（平成 20 年度連結財務書類 4 表の主な状況）

* 詳細は、財政課作成の資料により既に公表されているため省略する。

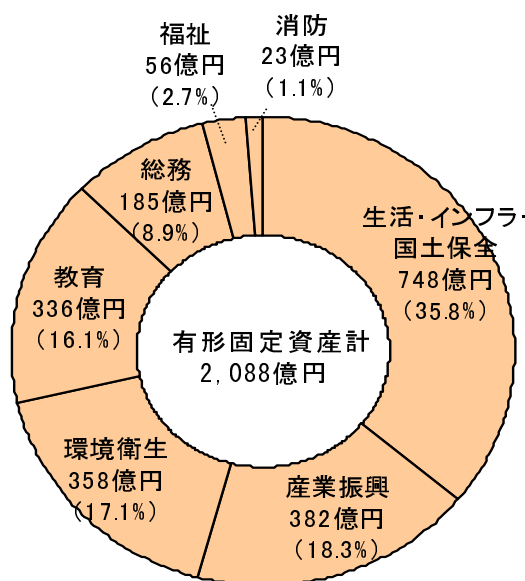
① 連結貸借対照表

連結での全資産 2,298 億円に対し、負債 855 億円と純資産 1,443 億円が計上される。資産の内訳は、公共資産が約 2,091 億円、投資等が約 101 億円、流動資産が約 106 億円（内、キャッシュは約 83 億円）となっている。

*但し、自治体の資産の 90%以上は有形固定資産であり、純資産には資産に対する負担である国・県補助金額が含まれるため、民間企業に比べ純資産比率が高くなる。よって、民間企業のように返済能力や投資余力が高いことを表している訳ではない点には留意が必要である。

なお、資産の大半を占める有形固定資産の目的別割合は、下記のとおりである。

有形固定資産の目的別内訳

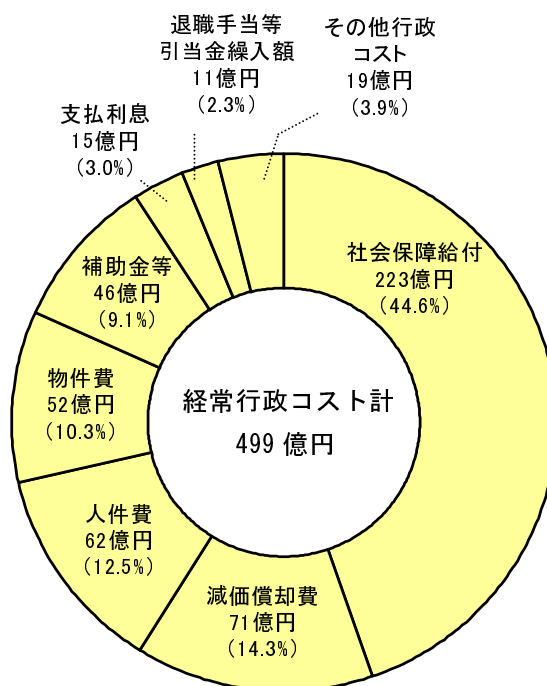


② 連結行政コスト計算書

経常行政コストは 499 億円、経常行政収益は 156 億円で、その結果、差引き純経常行政コストは 343 億円となっている。受益者負担比率は 31.2%となっている。

なお、連結経常行政コストの内訳は、下記のグラフのとおりである。

性質別経常行政コストの内訳



③ 連結純資産変動計算書

純資産は、地方交付税の増加等の要因により 13.5 億円増加し 1,443 億円となっている。

一般財源のうち、地方税については前年度比 1.6 億の減少 (△2.0%)、地方交付税については前年度比 7.1 億円 (6.7%) の増加となっている。

資産評価替えによる変動額 1.3 億円の主な要因は、土地開発基金が保有する瀬戸ヶ島町の土地に係る評価差額 1.5 億円である。

④ 連結資金収支計算書

経常的収支は 87.2 億円の黒字、公共資産整備収支は 9.8 億円のマイナスとなっている。投資・財務的収支は 68.4 億円のマイナスであり、翌年度繰上充用額を加減した平成 20 年度の資金額は、約 8.7 億円増加し 83.2 億円になっている。

資金の増加の主な要因は、地方債発行額 2.4 億円の増加 (合併特例債、過疎対策事業債の増加に起因)、地方債償還額 7.0 億円の減少 (繰上償還額の減少に起因) によるものである。

（参考Ⅰ）連結財務書類４表と健全化判断比率について（分析結果と活用例）

総務省改訂モデルによる「連結財務書類４表」と財政健全化法に基づく「健全化判断比率」は互いに密接に関連しており、連結ストックベースでの発生主義により、従来の単年度・現金主義の官庁会計では把握できなかった財政状態等を明らかにするものである。

浜田市の監査においては、この連結財務４表と健全化判断比率（特に将来負担比率）による財政運営と行財政改革への有効活用が重要と考える。よって、参考として、平成 21 年度の健全化判断比率審査意見書に記載した「資産老朽化に対する将来負担」等について再掲する。

1 実質的な将来負担見込み額について（健全化判断比率と連結財務書類４表の活用）

ア 老朽化資産に対する将来的な維持・更新需要の発生について

保有する多額の資産の老朽化と将来的な維持・更新費用の発生が課題であり、今後、道路、橋梁等のインフラ資産や学校等の公の施設に対して、老朽化に伴う多額の維持修繕、更新に係る負担が発生すると推測される。

イ 将来負担比率、実質公債費比率への影響見込みについて

老朽化資産に対する多額の維持・更新費用の発生により、事業費から国県補助等の特定財源を除いた額は、一般財源と地方債の発行により賄うことになる（但し、交付税措置は控除する）。

つまり、将来的な維持・更新需要が、実質公債費比率における、元利償還金と準元利償還金（特に、公営企業に係る地方債の償還財源に充てられる繰入金）を増加させることになり、比率を上昇させる要因となる。

同様に、将来負担比率における、地方債残高と債務負担行為による支出予定額、公営企業債等繰入見込額等を増加させ、比率を悪化させる要因となる。

課題となるのは、将来的な維持・更新費用を的確に把握しているか、その負担を「中期財政計画」及び健全化判断比率の予測に正確に見込んでいるかである。資産の老朽化により、「中期財政計画」や実質公債費比率、将来負担比率等において、予測、計上していない多額の負担が今後発生した場合、大幅な計画修正や比率の修正を迫られることになる。

あるいは、指標の悪化を避けるため、本来、実施すべき老朽化資産の維持更新を先送りし、地方債の発行を抑制することを余儀なくされる。このことは、将来世代への負担の先送りにつながる。また、市民の安全性の低下を意味することにもなる。

よって、比率が下がれば良しとするのではなく、資産の必要な維持更新等を計画的に実施しながら、実質公債費比率や将来負担比率を改善していくことが求められている。

2 資産の老朽化の現状及び将来的な維持・更新需要の把握について

資産老朽化と維持・更新需要を把握する一つの方法は、企業会計の発生主義による試算である。老朽化の目安（維持・更新需要あるいはその先送りかどうかを見る一つの目安）は、耐用年数に基づく償却の割合である。耐用年数を経過すれば、一応更新時期が到来していると言える。あるいは、大規模な維持修繕等が必要と言える。

（参考Ⅱ）浜田市普通会計財務書類４表における資産老朽化率（平成 20 年度）

資産老朽化と維持・更新需要を把握する一つの指標として、財政健全化法との関連が大きい、総務省の「新地方公会計制度」における財務書類４表の有形固定資産台帳をもとに、定額法により償却した「資産老朽化率」が挙げられる。

（但し、あくまで、総務省の「新地方公会計制度」による財務書類を活用した試算であり、実際に後述する金額が将来負担に見込まれる訳ではない。）

$$\begin{aligned}\text{資産老朽化率（％）} &= 46.5\% \text{（減価償却累計額} \div \text{償却資産取得価額} \times 100\text{）} \\ &= 105,459,919 \text{ 千円} \div 226,752,495 \text{ 千円} \times 100\end{aligned}$$

有形固定資産内訳ごとの資産老朽化率

（単位：百万円）

有形固定資産内訳	目 的	償却資産 取得価額	減価償却 累計額	資産老朽 化比率
生活インフラ・国土保全	土木費	89,463	35,241	39.4%
教育	教育費	38,187	11,767	30.8%
福祉	民生費	10,740	5,717	53.2%
環境衛生	衛生費	5,047	3,128	62.0%
産業振興	労働費、農林水産業費商工費	61,365	38,985	63.5%
消防	消防費	2,877	2,119	73.7%
総務	総務費、その他	19,074	8,503	44.6%
合 計		226,752	105,460	46.5%

平成 20 年度決算における普通会計の財務書類における資産の老朽化率は 46.5%で、消防施設、産業振興（労働費、農林水産業費、商工費）、環境衛生（衛生費）等で老朽化度合いが高くなっている。但し、消防は耐用年数が短い（10 年）ことも要因である。

償却率は 46.5%で、取得価額約 2,268 億円に対する減価償却累計額が約 1,055 億円発生している。仮に事業費に対する国県補助等の特定財源や起債に対する交付税措置の割合を 7～8 割程度と仮定した場合、減価償却累計額（更新需要を見る目安）の約 1,055 億円に対し、現時点において既に 200 億～300 億円程度の維持更新負担が発生していると試算できる（但し、財務書類 4 表における固定資産の取得価額は、決算統計上の普通建設事業費の積み上げであることと、決算統計作成前の昭和 43 年度以前の資産は計上されていないことには留意が必要である）。将来的な維持・更新需要を推測する一つの目安である。

さらに、将来負担比率における連結対象には、特別会計、公営企業、土地開発公社、一部事務組合等も含まれるため、実質的な更新需要は更に増加すると推測される。

1 公有財産台帳に基づく耐用年数を経過した資産について（試算）

また、公有財産台帳で管理している個々の施設等に、総務省の「新地方公会計制度」における耐用年数を適用した場合、一部、耐用年数を経過し老朽化が進行している資産が見受けられる。一例として、浜田自治区における耐用年数を経過した資産について調べてみると、主なものとして、次の資産が挙げられる（全ての資産を網羅していない）。

この他、道路、橋梁等の資産に対して、多額の維持修繕費用が発生すると推測される。

耐用年数を経過した主な施設等の状況例（浜田自治区分）

（単位：千円）

区分・資産名称等	建築・取得年度	取得価額	年間償却額	減価償却累計額	備 考
学校教育施設	T 10 年～ S 33 年	1,161,810	23,236	1,161,810	四中、美川小ほか
公営住宅	S 34 年～41 年	55,530	1,388	55,530	熱田、小福井ほか
衛生施設	S 59 年	182,865	7,315	182,865	火葬場
産業振興施設	S 46 年、S 54 年	289,110	11,564	289,110	青少年ホームほか
消防施設	S 54 年～ S 59 年	14,650	1,465	14,650	分団ポンプ車庫

* 主な耐用年数は、学校教育施設 50 年、公営住宅 40 年、衛生施設、産業振興施設 25 年、消防施設 10 年。

* 減価償却計算の方法は、残存価格ゼロの定額法とする。

2 維持補修費の推移について

参考として、一般会計と公営企業における維持補修費の推移は次のとおりで、増加傾向にある。

(単位：千円)

会 計 区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
一般会計	275, 825	316, 340	496, 784
公営企業会計	106, 563	111, 050	111, 466
水道事業会計	52, 114	54, 375	53, 434
工業用水道事業会計	9, 598	9, 483	9, 498
簡易水道事業会計	24, 238	23, 804	20, 036
下水道事業会計 (4 事業計)	17, 196	20, 762	27, 788
国民宿舎事業会計	2, 392	1, 785	517
公設水産物仲買売場事業	1, 025	841	200

*金額は、決算統計の事業費による。

(参考 Ⅲ) 普通会計における投資的経費 (普通建設事業費) の状況について

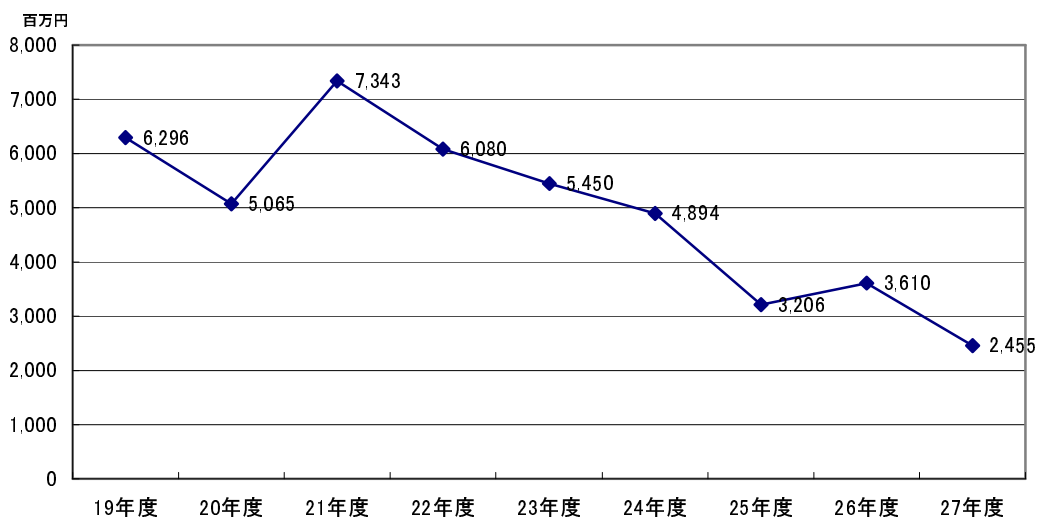
また、一般会計等における投資的経費の推移は次のとおりである。

(単位：百万円)

H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
6, 296	5, 065	7, 343	6, 080	5, 450	4, 894	3, 206	3, 610	2, 455

*平成 19 年度～21 年度は実績。平成 22 年度以降は「中期財政計画」における見込み額(事業費)。

投資的経費の推移



平成 21 年度の投資的経費は、前年度に比べて 2, 279 百万円 (45. 0%) 増加している。平成 22 年度から平成 27 年度の見込み額の合計は 25, 695 百万円 (約 257 億円) である。現存資産に対する維持更新費用を十分に把握し、計画に反映されているか留意が必要である。前述したように、償却見合いの将来負担を考慮する必要がある。

1 計画的な維持修繕・更新（中長期的な視野に立った資産管理）の実施等について

以上のような現状を踏まえ、耐用年数を経過した資産、特に橋梁や学校施設等、市民の安全や生命にかかわる資産について、計画的に維持補修・更新を実施していくことが必要である。その上で、実質公債費比率及び将来負担比率を健全化させていくことが求められている。

そのためには、一度に多額の費用や起債の発行が生じないように、中長期的な維持修繕・更新需要に基づく長寿命化などの資産管理が必要である。併せて、施設の統廃合等も大胆に進めていく必要がある。

同時に、事業費から国県補助金等の特定財源及び地方債の発行に対する交付税措置を控除した額に見合う自己資金を確保することも重要な課題である。これは、将来負担比率を算定する上では、将来負担から控除される充当可能財源に当たり、比率を改善する要素となる。

なお、こうした更新需要に対応する財源を捻出するためには、行財政改革を推進し、さらなる物件費、人件費等の削減が求められる。

(関係条文等)

・ 地方自治法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

・ 地方自治法第2条第15項

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

・ 地方自治法第199条第1項

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

・ 地方自治法第199条第2項

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

・ 地方自治法第199条第3項

監査委員は、第1項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。

・ 地方自治法施行令第140条の6

地方自治法第199条第2項の規定による監査の実施に当たっては、同条第3項の規定によるほか、同条第2項に規定する事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかどうかについて、適時に監査を行わなければならない。

連結財務諸表原則注解

【注解1】重要性の原則の適用について（第二の一及び三）

連結財務諸表を作成するに当たっては、企業集団の財政状態及び経営成績に関する利害関係者の判断を誤らせない限り、連結の範囲の決定、持分法の適用範囲の決定、子会社の決算日が連結決算日と異なる場合の仮決算の手續、連結のための個別財務諸表の修正、子会社の資産及び負債の評価、連結調整勘定の処理、未実現損益の消去、連結財務諸表の表示等に関して重要性の原則が適用される。

【注解2】連結のための個別財務諸表の修正について（第二の二）

親会社及び子会社の財務諸表が、減価償却の過不足、資産又は負債の過大又は過少計上等により当該会社の財政状態及び経営成績を適正に示していない場合には、連結財務諸表の作成上これを適正に修正して連結決算を行わなければならない。

ただし、連結財務諸表に重要な影響を与えないと認められる場合には、修正しないことができる。

企業会計原則 第三 貸借対照表原則の五の2項

資産の貸借対照表価額

資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。繰延資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。

連続意見書第三 有形固定資産の減価償却について

第一 企業会計原則と減価償却

一 企業会計原則の規定

減価償却に関する企業会計原則の基本的立場は、貸借対照表原則五の2項に次のごとく示されている。

「資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、その取得原価を当該固定資産の耐用期間にわたり、一定の減価償却方法によって各事業年度に配分し、無形固定資産及び繰延資産は、有償取得の対価を一定の償却方法によって各事業年度に配分しなければならない。」

これによって明らかなように、減価償却は、費用配分の原則に基づいて有形固定資産の取得原価をその耐用期間における各事業年度に配分することである。